

輝く未来 笑顔あふれるまちづくりプラン

③ さしさにあふれ ④ いてきで ⑤ んきなまち



令和3年3月

岡山県矢掛町

目 次

【後期基本計画】

【重点目標 1 地域の自主性を生かした協働による地域づくりの推進】

■基本目標 1 地域コミュニティの育成と協働による活力あるまちづくり

施策 1－1	協働の推進	1
施策 1－2	地域コミュニティの育成	3
施策 1－3	健全な行政運営の推進	4

■基本目標 2 互いを思いやり，笑顔あふれるまちづくり

施策 2－1	人権の尊重	6
施策 2－2	男女共同参画の推進	8
施策 2－3	国際化社会への対応	9

【重点目標 2 学ぶ環境づくりと教育の総合的な推進】

■基本目標 3 未来を担う次世代を育み，自己啓発を進めるまちづくり

施策 3－1	幼児教育の充実	10
施策 3－2	学校教育の充実	11
施策 3－3	学校給食の充実	16
施策 3－4	生涯学習の推進	17
施策 3－5	スポーツ活動の推進	19
施策 3－6	文化の振興	20

【重点目標 3 安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の整備と福祉制度の拡充】

■基本目標 4 人にやさしく，健やかに暮らせるまちづくり

施策 4－1	健康づくりの推進	22
施策 4－2	地域福祉推進体制の充実	25
施策 4－3	高齢者福祉の充実	27
施策 4－4	障害者福祉の充実	28
施策 4－5	結婚活動の支援	30
施策 4－6	子育て環境の充実	31
施策 4－7	ひとり親家庭支援の充実	34
施策 4－8	生活（低所得者）福祉の充実	35
施策 4－9	社会保障・介護保険の充実	36
施策 4－10	国民健康保険制度の充実	39
施策 4－11	救護施設の充実	41
施策 4－12	介護老人保健施設の充実	42
施策 4－13	地域医療体制・救急体制の充実	43

【重点目標 4 安全かつ快適に暮らすための生活環境の整備と防災機能の拡充】

■基本目標 5 快適な生活環境づくりを進めるまちづくり

施策 5-1	適正な土地利用の推進	44
施策 5-2	効率的な水利用の促進	46
施策 5-3	快適な生活空間の整備	47
施策 5-4	住み続けられる環境の整備	49
施策 5-5	住環境整備の推進	51
施策 5-6	上水道施設の整備	53
施策 5-7	下水道施設の整備	55
施策 5-8	道路の整備	57
施策 5-9	河川の整備	59
施策 5-10	公共交通の充実	61

■基本目標 6 安全で安心を実感できるまちづくり

施策 6-1	循環型社会形成の推進	63
施策 6-2	消費生活の安全と向上	65
施策 6-3	交通安全対策の充実	67
施策 6-4	消防・防災体制の充実	69
施策 6-5	防犯対策の推進	71

【重点目標 5 新たな雇用の創出と歴史的・文化的資源等を活用した観光振興による賑わいの創出】

■基本目標 7 産業の振興で賑わうまちづくり

施策 7-1	農林業の振興	72
施策 7-2	商業の振興	77
施策 7-3	工業の振興	79
施策 7-4	観光の振興	81

■基本目標 8 自然と共生する美しいまちづくり

施策 8-1	環境保全対策の推進	83
--------	-----------	----

【後期基本計画】（令和３年度～令和７年度）

■重点目標１ 地域の自主性を生かした協働による地域づくりの推進

基本目標１ 地域コミュニティの育成と協働による活力あるまちづくり

施策１－１ 協働の推進

【現状と課題】

まちづくりの基本は、その主体である町民が自ら考え、自ら行動することにあります。地域の「自己決定と自己責任」が求められ、地域住民の意思に基づいた地域コミュニティ運営と地域の特性を活かしたまちづくりが重要となっています。また、多様な人が参画し、地域社会を支える仕組み作りが必要となっています。

町民の意見を反映し、町民主体のまちづくりを推進していく上で、広聴広報においては、広報紙やホームページを中心とする広報活動を推進するとともに、SNS（ソーシャルネットワークサービス）や各種メディアを活用した広報活動を行っています。また、電子提案箱や広報紙での提案募集等により町政に対する意見を聴取するなど、広聴活動にも努めています。

さらに、矢掛町情報公開条例及び矢掛町個人情報保護条例のもと、情報公開及び個人情報保護の適正な運用を推進しています。各種審議会や委員会などにより、町民参画による計画策定及び推進など多様な参画・協働の仕組みづくりに努めています。今後は、これまでの取り組みをさらに発展させ、町民等と行政の協働体制の確立に向けた多様な取り組みを一層積極的に進めていく必要があります。

【施策と方向】

１ 町民参画の仕組みづくり

町民の多種多様なニーズや課題に対応し、町民の意見や発想を起点とした行政の推進に向け、各種計画の策定における委員会設置、意識調査やアンケート等を活用し、町民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりや体制づくりを図ります。

２ 町民団体、NPO などの育成・支援

多様な町民団体、NPO などの自主的な活動を育成・支援するほか、町民が活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

３ 広報・広聴活動の充実

広報紙やホームページ、SNS や各種メディアを活用した広報活動充実を図るとともに、政策・施策に町民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報紙やホームページを活用した意見聴取、各種アンケートの実施や各種メディアにおける広聴活動など、町民と行政の

情報交換を積極的に進めます。

4 情報の提供と共有

町民への情報公開と説明責任を果たし、行政運営の透明性の確保を図るため、矢掛町情報公開条例及び矢掛町個人情報保護条例に基づき、円滑な情報公開と適切な個人情報保護を推進します。

【具体的な取り組み】

- ◆まちピカ応援事業の一層の普及推進
- ◆地域支援員の配置

【目標指標】

目標指標	R 1 実績値	R 7 目標値	関連事業名
まちピカ応援事業団体数	129 団体	145 団体	まちピカ応援事業
NPO 団体数	4 団体	6 団体	
ふるさと創生事業数	105 事業	110 事業	ふるさと創生事業
ホームページアクセス件数	130,612 件	140,000 件	広聴広報事業

【用語解説】

★NPO

Non- profit organization の略。民間非営利団体。政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体

施策 1－2 地域のコミュニティの育成

【現状と課題】

矢掛町のコミュニティ組織は、7つの自治協議会を中心に、町内会をはじめ様々な地域活動団体が組織されており、各地区において環境保全や美化活動、青少年の健全育成活動などが活発に行われています。しかし、少子高齢化により、活動内容や活動規模に制限がかかる地域もあります。

町民一人ひとりがコミュニティ活動に積極的に参画する環境と自助・共助・公助の理念に基づいてコミュニティ活動を推進するリーダーを育成することが重要な課題になっています。

【施策の方向】

1 コミュニティ活動意識の醸成

コミュニティ活動の意義を理解してもらい、多くの町民がコミュニティ活動に参画できるよう情報提供に努めます。また、町内会への加入やコミュニティ活動への参画を呼びかけ、活動を通して自分の住んでいる地域を大切に思う意識を醸成します。さらに、コミュニティの自主的な活動を促進するため、地域における指導者の育成に努めます。

2 コミュニティ組織の育成支援・連携強化

防災・防犯・環境・福祉などのコミュニティ活動に様々な支援を行うことで、生き生きとした元気な地域をつくれます。自治協議会等と連携し、町内会未加入世帯が町内会に加入しやすい環境をつくれます。

3 コミュニティ施設の整備・充実

コミュニティ活動の拠点となる公会堂等の集会施設の整備補助金の周知を進め、地域住民による自主的な管理・運営を促進します。

【具体的な取り組み】

- ◆地域コミュニティに関する広報啓発・リーダーの育成・発掘
- ◆地域活動の情報発信の推進
- ◆地域コミュニティの利用しやすい補助制度の検討
- ◆分野コミュニティ等との連携の推進
- ◆公会堂等集会施設整備事業の推進

【目標指標】

目標指標	R1 実績値	R7 目標値	関連事業名
公会堂等集会施設整備事業 実施件数	130 件	142 件	公会堂等集会施設整備事業

施策 1－3 健全な行政運営の推進

【現状と課題】

矢掛町では、これまでの行財政改革の取り組みにより、職員数の削減や業務委託、電算システムの活用など、効率的な行政経営に成果を挙げるとともに、中期的な財政計画により安定した財政運営をしてきました。

人口減少と社会情勢の急速な変化に伴い、行政ニーズはさらに多種・多様化していくことが予想されます。また、景気の低迷や地方創生・地方分権の推進などにより、地方主導で事業が展開されることが予測され、今後の財源確保は極めて重要な課題であり、財政改革にこれまで以上に取り組むことが必要です。町民に信頼され、安心できる行財政運営を推進するため、費用対効果を考えながら行政サービスの向上に努める必要があります。

【施策の方向】

1 計画的・効果的な行政の推進

振興計画に基づく政策・施策を計画的かつ効果的に実施するため、PDCA サイクルによるマネジメントをより一層推進し、振興計画の進捗管理を行います。

2 健全な財政基盤の確保

歳入（見込み）や矢掛町の財政規模に見合った予算編成を行うための歳入・歳出の改革に取り組むとともに、増加している町債の残高を縮減するため、毎年度計画的に繰上償還を実施するなど、財政規律を遵守した財政運営を行います。

3 効果的・効率的な財政運営の確立

財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに、事業効果や費用対効果などに応じた重要度や緊急度を総合的に勘案し、事業の重点化・選別化を図りながら、選択と集中による財政運営を行います。

4 人材の育成及び教育

職員の資質を向上させ、能力開発を効果的に実施する人事制度を行います。職員一人ひとりが主体的に自己啓発を行える研修制度を実施し、職員が持つ能力を自発的に高め成長できるよう努めます。また、客観的で適正な人事評価制度を推進し、職員の実績や能力を適正に評価することによりモチベーションを高め、組織の総合力の向上を図り、住民満足度の高い行政運営を実施できる人材育成を行います。

5 公共施設の維持管理・更新

全ての公共施設の現状を的確に把握するとともに、中長期的な観点から最も効率的・経済的になるように、計画的に修繕や更新を行うように努めるほか、人口減少も勘案したうえで、建替えや施設の統廃合についても検討します。

6 広域行政の推進

広域的な行政課題については、周辺市町と連携して効率的な行政運営を図りながら解決に向けて取り組みます。

【具体的な取り組み】

◆計画的な繰上償還による地方債残高の縮減

【目標指標】

目標指標	R 1 実績値	R 7 目標値	関連事業名
経常収支比率	90.7%	90.0%	—
実質公債費比率	8.9%	8.5%	—
町債残高	103 億円	80 億円	—
職員に対する庁内研修への参加人数	205 人	370 人	人材育成事業

基本目標 2 互いを思いやり，笑顔あふれるまちづくり

施策 2－1 人権の尊重

【現状と課題】

21世紀は、「人権の世紀」と言われており，互いの人権が尊重される社会の実現を目指して，国の内外で様々な取組が進められています。

本町においても，平成9年に「人権尊重の町宣言」をするなど，すべての人々の人権が尊重される社会の実現に向け，国，県，関係機関や町民と連携し，総合的に人権施策の推進に努めています。

その結果，人権についての理解が進むとともに，人権教育推進体制が整備されるなどの成果が上がっています。しかしながら，依然として，女性，子ども，高齢者，障がいのある人，同和問題，外国人，ハンセン病問題など様々な人権問題が存在し，複雑・多様化しています。

特に，近年では，配偶者等からの暴力，子どもや高齢者等への虐待，インターネット上のいじめや外国人へのヘイトスピーチ，貧困にかかわる人権侵害などが発生しており，一層の対応が求められています。

今後は，性別や年齢，障がいの有無，国籍の違いなどにかかわらず，すべての人々の生命や尊厳が守られ，個性と能力が発揮できる共生社会の実現のため，一人ひとりが，日常生活や活動の中で様々な人権問題についての理解と認識を深め，主体的かつ実践的な態度が身に付くよう，教育・啓発を進める必要があります。

【施策の方向】

すべての町民が，社会の一員としてお互いに尊重し，支え合いながらともに生活していけるよう，人権啓発活動の充実や人権教育の推進により，町民の人権意識の高揚を図るとともに，人権尊重の視点であらゆる行政施策の推進に努めます。

また，矢掛町人権教育推進協議会を核として，基本的方針，方向等を毎年度確認しながら，家庭・学校・地域，さらに職場などあらゆる多様なニーズや実情を踏まえた研修機会の提供やリーダー養成等を行うように努めます。

1 人権意識の高揚

人権が尊重される社会を実現するためには，一人ひとりが知識の習得のみにとどまらず，日常生活でいかせる人権感覚を身に付けることができるよう，講座や研修会を通じて人権意識の高揚に努めます。

2 人権教育の推進

「第4次岡山県人権施策推進指針」や「第3次岡山県人権教育推進プラン」等を踏まえ，幼児から高齢者までのあらゆる年齢層に対し，学校教育及び社会教育のあらゆる機会を捉えて，人権教育を推進します。

また，企業にあっては，地域の企業としての社会的責任を自覚し，男女共同参画社会の実現等，人権を尊重した働きやすい職場づくりが図れるよう，引き続き研修会の提供に努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆人権教育講座，研修会の充実
- ◆地域住民及び町内企業への研修機会の充実

【目標指標】

目標指標	R 1 (実績値)	R 7 目標値	関連事業名
研修会・講演会参加 者数	1,711人	1,800人	人権教育研修講座・地区懇 談会・企業研修・PTA人権 教育研修会 等

【用語解説】

★ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること，もしくは子孫であることを理由に，日本から追い出そうとしたり危害を加えよう
としたりする言動

施策 2－2 男女共同参画の推進

【現状と課題】

地方創生と地域の活性化の振興には女性の活躍が必要であり、女性が生き生きと活動する男女共同参画社会の実現が求められています。

また、人口減少と少子高齢化が進行する中で男女共同参画の視点に立った意識改革を進めるとともに、各種委員会、審議会へ女性を登用し、幅広い分野への男女の参画を促す施策を積極的に推進していく必要があります。

【施策の方向】

1 男女共同参画に向けての意識づくり

男女共同参画計画に基づき、広報啓発活動などを通じて男女共同参画の視点に立った意識改革を推進します。また、学校・地域・家庭などあらゆる機会をとらえて世代や社会環境などに応じた男女平等に関する教育活動を推進します。さらに、男女共同参画に関する町民の様々な問題にこたえるため、相談体制の充実を図ります。

2 男女が共に活躍する環境づくり

男女雇用機会均等法の遵守に向けた周知・啓発、職場における労働条件や環境の整備に向けた啓発などを行い、働く場での男女平等を促進するとともに、育児・介護休業体制の周知・活用促進をはじめ、子育てや介護のための社会支援の充実と職場などの環境整備の促進に努めます。

また、女性団体・リーダーの育成を進めるとともに各種委員会や審議会への女性の登用率の向上を図り、政策・方針決定の場への男女共同参画を促進します。

【具体的な取り組み】

- ◆女性の意見反映の機会の確保
- ◆男女共同参画の啓発活動

【目標指標】

目標指標	R 1 実績値	R 7 目標値	関連事業名
委員会等への女性登用率	24.0%	30.0%	男女共同参画事業

施策 2－3 国際化社会への対応

【現状と課題】

全国的に海外からの観光客や就労者が増加しています。このような状況の中で、町民も諸外国人と交流する機会が増加しています。諸外国の文化等を理解し、広く国際社会を知るとともに、国際的な対応をするためにも、外国語教育の一層の拡充が必要であります。

矢掛町では、平成5年から国際化社会への取り組みとして、各保育園等、各小学校、中学校に外国語指導助手を招致し、幼少期から外国人と接しながら外国語と国際感覚を身に着ける環境づくりを行っています。また、国際理解を深めるとともに心豊かな人材育成を図ることを目的に、小・中・高校生のオーストラリアへの派遣事業も新たに実施しています。

今後、さらに国際化が進む中で、国際交流活動を充実させ、町民の国際理解の一層の拡充を図り、外国人も暮らしやすいまちづくりを推進することが求められます。

【施策の方向】

1 国際教育の強化

外国人とのコミュニケーション能力向上のため、幼児期から小学校、中学校まで外国語指導助手による英会話学習の強化をし、イベントにおいて国際交流を推進し国際文化への理解を促進します。

2 多文化共生社会の構築

外国人の移住者や観光客の顧客満足度向上のため、日常生活情報や観光情報を外国語で提供します。また、在住外国人と地域住民の交流機会を促進するとともに、外国人の生活しやすい環境整備の促進に努めます。

【具体的な取り組み】

◆外国語指導助手の拡充

【目標指標】

目標指標	R1 実績値	R7 目標値	関連事業名
外国人観光客の宿泊者数	204 人	700 人	

■重点目標 2 学ぶ環境づくりと教育の総合的な推進

基本目標 3 未来を担う次世代を育み、自己啓発を進めるまちづくり

施策 3-1 幼児教育の充実

【現状と課題】

保護者の就労状況や少子化等による園児数の減少により、幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行し、3歳児教育を導入しています。子どもたちや教員を取り巻く環境の変化は大きく、教育・保育の量の確保のみならず、質の向上が重要とされています。小学校学習指導要領の総則には、幼児教育をしっかり踏まえて小学校教育につなげることの大切さが強調されています。そこで、園と小学校が育ちのビジョンを共有し、接続期を成長の機会と捉える必要があります。また、これまで以上に、幼児教育関係者と小学校教育関係者との意思疎通や研修機会の確保を図る必要があります。

【施策の方向】

1 積極的なカリキュラム整備

「矢掛町保こ小接続カリキュラム」による、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿や10の視点により、子ども一人ひとりの育ちを整理して捉え、小学校へのスムーズな接続をすることをめざしています。公開保育を通して、接続カリキュラムの検証・改善を継続的にを行います。

2 人的な連携・交流の促進

こども園・保育園の保育教諭・保育士と小学校教諭との公開保育や研修会等を通じた連携や交流の機会を定期的・継続的に確保します。

3 教員の資質・能力の向上

外部講師（県の就学前教育スーパーバイザー等）を招いた研修機会を定期的・継続的にもつように努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆矢掛町保こ小接続カリキュラムの実践・評価・検証・改善
- ◆外部講師による研修会の確保
- ◆小学校との連携・交流機会の確保
- ◆保・こ・小・中学校の系統的な英語学習の実践

【用語解説】

★10の視点

「生活する力」（運動、生活習慣、安全、食育）、「人とかかわる力」（信頼・自己発揮、協同、規範）、「学ぶ力」（思考、表現、興味・関心・意欲）

施策 3－2 学校教育の充実

【現状と課題】

矢掛町には、町立の小学校 7 校、中学校 1 校があります。子どもたちをめぐる環境に関しては、少子化や核家族化の進展にともなう家庭や地域社会の教育力の低下などの問題がありますが、矢掛町ではコミュニティ・スクールや地域学校協働本部事業の実施などによる改善が進められています。

また、子どもの学力の二極化、特別な支援を要する子どもの増加、いじめ、不登校など、様々な課題がありますが、教員の積極的な指導や地域との協力、小学校教育と中学校教育の緊密な連携等により、課題解決に向けた取り組みを展開しています。今後も保育園・認定こども園・小学校・中学校間の円滑な接続、児童生徒数減少による小規模校化のデメリットへの対策を引き続き行っていくことが必要です。また、矢掛町において、学習面や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒（特別支援学級の児童生徒を含む）は、全体の約 22% になります。このような特別な支援を必要とする児童生徒は今後も増加するとみられており、その支援は一層重要な課題となっています。

【施策の方向】

矢掛町内保育園・認定こども園・学校共通の具体的目標にそった指導の充実

■矢掛町が目指す子ども像

ふる里やかげを愛し、ふる里やかげで活躍するたくましい子ども
ー保・こ・小・中・高のつながりを大切にしていー

■基本目標

矢掛町の小・中学校は、地域とともにある学校づくりを推進する中で、児童生徒が知・徳・体の調和のとれた成長ができるよう努めます。

■具体的目標

1 豊かな心・健やかな体の育成

生まれ育った郷土への愛着と誇り及び社会を生き抜く力を持った子どもたちを育成します。そのために、道徳教育の充実、文化・芸術やスポーツなどの体験活動、ボランティアなどの社会貢献活動等を重視して、規範意識と思いやりの心を育てます。また学校での体育の充実に図るとともに、健康教育や食育の推進を通して子どもたちが望ましい生活習慣を身につけることにより、生涯にわたりたくましく生きるための健康・体力づくりを推進します。さらに、学校生活の中で、互いのよさや違いを認め合い、支え合う仲間づくりを推進するとともに、いじめや暴力行為を許さない毅然とした学校づくりを目指します。

2 不登校児童生徒の解消

児童生徒が自己の存在感を実感し、精神的な充実を得られる「心の居場所」、児童生徒が社

会性を身につける「絆づくりの場」として魅力ある学校を目指します。その際、必要に応じて、町の適応指導教室「ひまわりの家」や町の福祉部局、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携して対応します。

3 確かな学力の向上

子どもたちに確かな学力を身につけさせるため、落ち着いた学習環境づくり、授業改善、生活・学習習慣の確立に取り組み、学力不振児童生徒の解消とコミュニケーション能力の向上を図ります。授業改善については、新たな学習指導要領のもとで、アクティブ・ラーニングの充実を図るとともに、小学2年生から6年生、中学校全学年で実施する学力・学習状況調査をもとに児童生徒の学力と生活・学習習慣等の関連を分析し、各校の実態に即した改善プランを策定し指導に活かします。さらに、望ましい学習習慣の確立のため、家庭学習に重点的に取り組む期間の設定やメディアの制限等、家庭や地域と連携して家庭学習を充実させるための取り組みを実施します。

4 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実や教員の指導力の向上を図り、子どもたちが達成感や成就感を持ち、学習意欲を高めることができるようにします。また、就学前から中学校卒業後までを一貫して支援できるよう関係機関と連携体制の整備を図ります。

5 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

町内全小中学校で地域とともにある開かれた学校づくりを推進します。また、「やかげっこプラン」の活用により、学校と家庭、地域がそれぞれの役割を共有しながら連携していきます。

6 教育体制の整備

地域に支えられ地域を支える学校を維持するため、小学校の合同授業の充実など、小規模校のメリットを生かしつつ、デメリットを克服するための取り組みを継続します。また、保こ小連携や小小連携、小中連携等、つながりのある教育を推進します。

また、小中連携の観点からも、小田小学校児童の就学中学校について検討します。

さらに、町内唯一の高校である矢掛高等学校の存続発展に向けて、高校と地域が連携して魅力化を推進します。そして、県と連携しながら、中高連携を推進します。

7 教育環境の充実

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす場であるとともに、非常災害時には地域住民の緊急避難場所としての役割を担っているため、安全に配慮した適切な施設管理を実施します。また、遊具等の設備の安全管理には、今後も継続して万全を期します。

また、GIGAスクール構想の推進により、プログラミング教育や、ICTを活用したア

クティブ・ラーニングの実践、個別最適化された学びやSTEAM教育（科学、技術、工学、芸術・教養、数学などの要素を盛り込んだ教育手法）など、ICTの特性を生かした新たな学びを実践します。

さらに、町立図書館の司書を各学校に複数日派遣し、ブックル号による巡回図書の実施、学校図書の標準達成率100%以上の持続等により、学校図書館の一層の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

- ◆「いじめ問題対策基本方針」に沿った組織的な対応の実施
- ◆学校アドバイザーと連携した非行防止教育の実施による規範意識の醸成
- ◆矢掛町保・こ・小・中学校 生活・学習規律等一貫指導プランの実施
- ◆児童生徒の意欲を高め、豊かなつながりを育む「魅力ある学校づくり」の推進
- ◆外部人材と連携し、各校における不登校対策担当者を中心とした組織的な対応の実施
- ◆スクールサポーターの配置
- ◆「適応指導教室」指導員の配置
- ◆基礎学力の定着及び個別補充学習の実施（朝学習・放課後補充学習等）
- ◆ペアやグループ学習等によるコミュニケーション力の向上を目指した指導の充実
- ◆「矢掛町家庭学習強化期間」の設定及び実施
- ◆「個別の教育支援計画」の作成
- ◆教育支援員の配置
- ◆保・こ・小・中学校へのALT配置、及び系統的な英語学習（Yakage Plan）の実施
- ◆コミュニティ・スクールの推進
- ◆タイムカードや留守番電話等の設置、校務員や教師業務アシスタント、部活動指導員等を活用した働き方改革の推進
- ◆小規模校活性化の取り組み（合同授業等の充実等）
- ◆小田小学校児童の就学中学校の検討
- ◆デジタル教材等を活用した個々の習熟の程度に応じた学習の実施
- ◆矢掛高校魅力化事業

【用語解説】

★GIGA スクール構想（GIGA・「Global and Innovation Gateway for All」の略）

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する。

これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す。

★プログラミング教育

プログラミング教育とは、2020年度から必修化される「プログラミング的思考」を育てる教育のこと。目的としては、①プログラミング的思考を育むこと、②プログラムの働きやよさに気付くこと、③各教科での学びをより確実なものにすることの3つがある。

また、これらによって育まれる資質・能力は、各教科の学びの基盤となる情報活用能力を養成できるとしている。

※「プログラミング的思考」

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけばより意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力のこと。

★アクティブ・ラーニング

学習者の能動的な参加を取り入れた授業、学習法の総称。

生徒が能動的に学ぶことによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図るもの。具体的には、教師による一方的な指導ではなく、生徒による体験学習や教室内のグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワークを中心とするような授業のことを指す。新学習指導要領では、内容をより充実したものにするため「主体的・対話的で深い学び」と表現している。

★個別最適化された学び

文部科学省が目指すべき次世代の学校・教育現場として掲げた教育のスタイルを指す。一人ひとりの理解状況や能力・適正に合わせた個別最適化された学びを行うことで、発達障害を持つ子どもや日本語指導が必要な子ども、特異な才能を持つ子どもなど多様な子どもたちが誰一人取り残されることがないようにすることを目的としている。GIGA スクール構想では、貧困や虐待を早期に発見することを含め、「全ての子どもたちが安心して学べる機会につながることの重要性」も説いている。

★STEAM 教育

Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）を統合的に学習する「STEM 教育」に、さらに、Arts（芸術）を統合した教育手法。Society 5.0 において、それぞれの分野の教育を横断的に学び、それらを応用し、想像力や創造的な方法によって試行錯誤しながら問題解決をはかることができることを目的としている。

【目標指標】

目標指標		R 1 実績値	R 7 目標値	関連事業名
全国学力調査の 平均正答率	小学 6 年生 国・算	県平均以上 2 教科 全国平均以上 2 教科	県平均以上 2 教科 全国平均以上 2 教科	全国学力調査
	中学 3 年生 国・数	県平均以上 0 教科 全国平均以上 0 教科	県平均以上 2 教科 全国平均以上 1 教科	
小学 6 年が平日に 1 時間以上家庭学 習を行う割合	全国平均	66. 1%	75. 5%	全国学習状況 調査
	岡山県平均	72. 1%		
	矢掛町	73. 2%		
中学 3 年が平日に 1 時間以上家庭学 習を行う割合	全国平均	69. 8%	70. 5%	
	岡山県平均	64. 6%		
	矢掛町	67. 0%		
不登校小学生の 出現率 (千人当たりの児童数)	全国平均	R3. 11 予定	0. 67%	児童生徒の間 題行動等生徒 指導上の諸問 題に関する調 査
	岡山県平均	R3. 11 予定		
	矢掛町	1. 49 人		
不登校中学生の 出現率 (千人当たりの生徒数)	全国平均	R3. 11 予定	2. 40%	
	岡山県平均	R3. 11 予定		
	矢掛町	2. 69 人		
いじめの解消率	小学校	70%	100%	
	中学校	100%	100%	

施策 3－3 学校給食の充実

【現状と課題】

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた安全安心な豊かな食事を提供するとともに、児童生徒が食に関する正しい知識と実践力を身に付けるうえで非常に大きな役割を担っています。

本町では近年、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い偏った栄養摂取や不規則な食事などを要因とする、肥満・痩身傾向などの児童生徒の健康に関する課題が生じています。現在、学校給食において週 3.5 回以上の米飯給食を実施し、日本人の健康を支える「和食」を中心に、また、地場産物の活用にも力を入れています。

今後も、この学校給食が「生きた教材」となる献立の工夫や栄養教諭による食に関する指導の充実を図ることはもとより、更なる組織的食育の推進が重要課題です。

【施策の方向】

1 食に関する指導等の充実

総合的な学習の時間および教科や特別活動における食に関する指導および児童生徒に対する個別的な指導を充実させます。また、献立内容の充実を図り、給食の完全摂取を目指すとともに、安全な地場産物の使用に今後もさらに取り組んでいきます。

2 食物アレルギー対応

年に 1 回食物アレルギー調査を実施し、学校給食における対応を行っています。アレルギー児童生徒へは、食物アレルギー対応献立表を配布するとともに、除去対応として飲用牛乳の中止と卵除去を実施しています。今後は、更に各学校と連携を図り、一律のマニュアル化を進めていきます。

3 施設・整備の整備

安全で安心な学校給食を提供できるよう、施設・設備の整備を引き続き計画的に進めます。また、多様なアレルギー対応のための設備も検討を進めていきます。

【目標指標】

目標指標	R 1 実績値	R 7 目標値	関連事業名
給食を残さず食べる 児童生徒の割合	小学校 92% 中学校 81%	小学校 99% 中学校 90%	食育の推進
町内産物を使用する品 目数の割合	47%	50%	地産地消の推進

施策 3－4 生涯学習の推進

【現状と課題】

矢掛町では町民が自由に学習機会を選択して、意欲的に学ぶことができる環境整備や情報提供に努めています。さらに学んだ成果を地域に還元することにより、地域の教育力を高めるとともに魅力ある地域社会の形成に努めています。

今後は、町民が自ら課題を見つけ、町民主体の事業を推進していくことや、学びを通じた人づくりや地域づくりなど、つながり合う地域づくりが求められています。

また、家族構成の変化、少子化などにより、家庭の教育力が低下している今日、親同士の情報交換の場をつくり、ともに学び合う機会を提供することも必要とされています。

地区公民館の活動については、それぞれの地域の特色を活かし、地域住民の自主性と主体性を尊重しながら、講座や文化祭などの地域コミュニティ活動を通して地域の絆づくりや地域活性化に大きく貢献してきました。公民館職員の資質向上に努めるとともに、引き続き、地域の学習拠点として、学習効果が高まるよう地域住民の学習ニーズや地域課題の把握に努め、地域力の向上に資する教室・講座の開催が必要だと考えられます。

【施策の方向】

1 生涯学習の推進体制の整備と充実

幼児期から高齢者まで、各年代に応じて充実した生きがいのある人生を送るために、町民だれもが自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習体制の整備と充実に一層努めます。

2 学校・家庭・地域との連携強化

地域で子どもたちを育てる仕組みづくりを促進し、子どもたちの学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆づくりを強化し、地域の教育力の向上を図ります。

3 家庭教育の充実

子どもを健やかに育てていくために、親や家族はもちろん、社会全体で子どもを育ていく環境を整えていくことが求められており、保護者等が互いに子育てについて学び、親として育ち合う講座を開催することにより、家庭の教育力向上を図ります。

4 青少年教育の充実

子どもたちの郷土への愛着と誇りを醸成するために、公民館活動等の諸行事に参画できる活躍の場を創出します。

また、国際理解を深める機会を提供し、国際感覚を持つ心豊かな人材の育成を図ります。

5 成人・高齢者教育の充実

地域を構成する町民・ボランティア等の団体、学校、行政などが連携・協力し、他の世代とともに地域活動へ参画できる環境づくりを推進し、文化の伝承活動や現代的学習活動などの学習環境の整備に努めます。

6 公民館の充実

コミュニティ団体、地域に根ざした団体の交流や学習の場の確保に努め、時代に即応した活動や地域課題に取り組む活動を推進します。

また、各地区公民館は「地域住民の集い」の拠点施設との観点から今後も施設の充実を図り、老朽化した公民館の建替えも検討します。

【具体的な取り組み】

- ◆まちづくり出前講座の実施
- ◆地域学校協働本部事業の充実
- ◆地域未来塾事業の推進
- ◆土曜日教育支援事業（土曜日学習会・夏休み学習会）の推進
- ◆親育ち応援学習講座や子育て座談会等の開催
- ◆公民館職員の研修会等への積極的な参加促進

【目標指標】

目標指標	R1 実績値	R7 目標値	関連事業名
生涯学習関連講座参加者数	8,757人	9,000人	出前講座・土曜日学習会・夏休み学習会・親育ち応援学習講座・家庭教育学級・寿大学等
公民館クラブ数	92クラブ	100クラブ	地区公民館事業

【用語解説】

★地域未来塾

学習塾に通っていない子どもを対象とした学習支援活動

★土曜日教育支援事業

地域の教育力を活かし、土日や長期休暇中に子どもに豊かな学びの場を提供する活動で、内容は学習支援や体験活動等があげられる。

施策 3-5 スポーツ活動の推進

【現状と課題】

スポーツやレクリエーション活動は、町民の健全な心身の発達、生きがいある豊かな生活の実現に重要な役割を果たすもので、社会的に高齢化、情報化、国際化等が著しく進展した中で、スポーツニーズは多様化、高度化してきています。

全ての町民が日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参加することにより、スポーツを通じた人づくり、健康づくり、地域づくりの輪を広げ、快適にいきいきと生活できる地域社会の実現のため、生涯にわたって親しむことのできるスポーツやレクリエーションの更なる普及・促進していくことが求められています。

【施策の方向】

1 スポーツ・レクリエーション活動の振興

スポーツ推進委員会や総合型地域スポーツクラブ、町体育協会等、各スポーツ関係団体との連携を一層充実させ、また、矢掛本陣マラソン全国大会では、競技スポーツとして、また健康・体力づくりの大会として、より一層の大会の充実を図ります。

2 社会体育施設の有効利用

矢掛町総合運動公園や矢掛町B＆G海洋センター等の施設を、総合型地域スポーツクラブや各スポーツ団体等と連携し、施設の利用促進に努めるとともに、指定管理者制度を活用し、施設の有効利用を図ります。

【具体的な取り組み】

- ◆矢掛本陣マラソン全国大会の充実
- ◆すべての町民がスポーツに親しむことができる事業の充実
- ◆総合型地域スポーツクラブとの連携
- ◆総合運動公園・B＆G海洋センターの利活用の促進

【目標指標】

目標指標	R1 実績値	R7 目標値	関連事業名
ニュースポーツ大会 等参加者	1,021人	1,200人	
本陣マラソン全国大会 参加者	2,275人	2,500人	矢掛本陣マラソン全国大会
運動公園	19,695件	20,000件	
海洋センター	62,373人	63,000人	

施策 3-6 文化の振興

【現状と課題】

矢掛町では、やかげ文化センター、やかげ郷土美術館、町立図書館などの機能充実に努めてきました。今後は、文化振興に関する情報を収集し、町民の学習ニーズに対応した情報の提供及び芸術・文化団体の育成・支援の必要性があります。

中でも、近年やかげ郷土美術館では、常設展示のほか、矢掛町の基本施策である交流人口の増加推進のため、特別展を開催しており、多数の来館者が、本陣見学、町並み散策や食事等を楽しむ光景が見られ、観光事業にも大きく貢献しています。

また、平成30年度からは、子どもたちに美術館に興味を持ち、親しんでもらうため、絵本原画展を開催し、矢掛町内外の子どもたちから好評を得ています。

また、町内の文化財の保存と活用については、町民の文化財保護意識と郷土愛を育みながら、先人が守り伝えた歴史遺産と伝統文化の活用を図ってきました。中でも、旧矢掛宿の伝統的な町並みは、町を代表する歴史遺産として後世に継承していく必要があります。心豊かなふるさとづくりを進めるには、町民へ広く文化財の情報を提供しながら、歴史遺産や伝統文化の保護・保存と活用のバランスを考慮しながら推進していくことが課題です。

芸術・文化活動は、人々の創造性を育み、社会や経済に活力を生み出す源泉です。町民一人ひとりが、真にゆとりと潤いを実感できる生活を実現するためには、文化の果たす役割がますます重要となっています。

【施策の方向】

1 芸術・文化の振興

町民の芸術活動や文化活動に対する理解や関心を高め、町民による幅広い自主的な活動と文化施設の活用を促進し、優れた芸術文化を提供する機会を増やすとともに、文化活動を担う人づくりを推進します。

図書館においては、蔵書の充実を図るとともに、地域ボランティアと連携を図り、子どもの読書活動の一層の充実に努めます。また、図書館司書の学校への派遣により学校図書館活動の支援を行います。

美術館では、名誉町民である田中塊堂氏、佐藤一章氏の作品展示を通して、両氏の遺徳を継承するとともに、魅力ある特別展、企画展を開催し、優れた芸術作品を広く町民に紹介し、併せて、引き続き交流人口の増加に努めます。

また、町民ギャラリーの貸出や、美術館講座を開設し、矢掛町民の芸術文化活動を支援し、矢掛町の芸術文化水準の向上を目指します。

2 文化財の保護及び活用

町内に存在する指定文化財・未指定文化財の研究を行い、適切な保護・保存施策を講じます。また、町民の文化財保護意識の高揚を図るため、より多くの町民が文化財を身近に感じられる機会の提供に努め、文化財を守り、後世に継承していくよう、意識の啓発を積極的に進めます。

さらに、旧矢掛宿の町並みについては、国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受け、歴史的町並みを活用した町づくりに取り組んでいく必要があります。

【具体的な取り組み】

- ◆やかげ文化センターにおける優れた芸術文化鑑賞の機会の提供
- ◆美術館における魅力ある企画展の開催
- ◆郷土の文化財の周知活動及び文化財を活用した催しの開催
- ◆矢掛宿の町並み保存と伝統的建造物群保存地区制度の運用

【目標指標】

目標指標	R 1 実績値	R 7 目標値	関連事業名
図書館入館者数	68, 566人	70, 000人	講座・読み聞かせ・広報活動等
美術館入館者数	23, 052人	25, 000人	企画展・美術館講座等

■重点目標3 安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の

整備と福祉制度の拡充

基本目標4 人にやさしく、健やかに暮らせるまちづくり

施策4-1 健康づくりの推進

【現状と課題】

矢掛町では、生涯を通じた健康づくりについて、「健康やかげ21・食育推進計画」に基づき町民一人ひとりが主体的、かつ継続的に健康づくりと食育に一体的に取り組むことを基本理念として総合的な健康づくりを推進しています。しかし、過去5年間の健康寿命を見てみると、男性は健康寿命の延伸には繋がっておらず、引き続き、健康づくりや介護予防など計画に定める各施策に取り組んでいく必要があります。また、核家族化やライフスタイルの変化に伴い、家族と食卓を囲む機会の減少、食生活の乱れや偏りなどによる生活習慣病の増加などを改善するため、食育を進めていく必要があります。

母子保健については、「子ども子育て支援事業計画」に基づき、安心して妊娠・出産ができ、すべての子どもたちが、心身ともに健全に成長できるよう、妊娠期から切れ目のない支援体制を構築しており、引き続き計画に定める各施策に取り組んでいく必要があります。また、子どものむし歯の有病率に特徴的な課題があり、歯科保健の分野において対策が求められます。

心の健康づくりについては、休養とストレス解消などゆとりを持った生活がおくれるよう普及啓発活動を進めてきました。これまでの活動をさらに進めるため、「自殺対策基本計画」と「健康やかげ21・食育推進計画」の中の心の健康づくりを一体化させ、引き続き心の健康づくりやストレスマネジメントに関する普及啓発を進めます。

また、感染症対策については、町民への正しい情報の提供や予防対策の周知をはじめ、予防接種を推進することが必要です。

【施策の方向】

1 生涯を通じた健康づくり

誰もが住み慣れた町で安心して暮らせるよう、乳幼児から高齢者まで「生涯を通じた健康づくり」を目標に、「健康やかげ21・食育推進計画」に基づき、食事(食育)・運動・休養に視点を置いた取り組みを推進します。また、「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、自ら積極的に心身の健康づくりを実践する「一次予防」に重点的に取り組みます。また、トレーニングルームの運動機器更新とともに、指導員を配置するなど、町民の健康づくりを支援します。

さらに、日本人の国民病と言われる「がん」は、喫煙、食生活及び運動などの生活習慣に起因することが多く、このため、生活習慣の改善に向けた啓発を行っていきます。また、がん検診の受診を促進し、早期発見・早期治療に努めます。

食育については、栄養委員を支援して各地区公民館や老人クラブ・小学校等に出向き、望ましい食生活の普及や地産地消の推進を図ります。

2 母子保健の充実

「妊娠・子育て相談ステーションおひさま」を設置し、妊娠届出時の保健師による妊婦面接など、母子への早期支援体制の構築により、妊娠・出産・育児にかかる不安感・負担感を軽減するとともに、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。また、「乳児全戸訪問」、「産後ケア事業」等や、健診未受診者への個別の働きかけにより、乳幼児期のすべての親子の成長を支援するとともに、妊娠期から「支援プラン」に基づく継続した支援を行い、産後うつ等の早期支援や虐待等の未然防止に努めます。さらに、行政保健師だけでなく、地域のボランティアである愛育委員の協力を得て「こんにちは赤ちゃん事業」を行い、地域の相談できる人とつながることで、育児の不安感・負担感を軽減し、親子が孤立しないよう努めます。また、保育園・認定こども園の職員や関係職員と連携した発達障害等の要観察児の相談体制の充実を図ります。

また、子どものむし歯有病率の低下のため、幼児健診での「フッ素塗布」を実施し、基本的な生活習慣の保健指導を行うとともに、保育園・認定こども園・小学校や歯科医師会と連携した取り組みを推進します。

3 心の健康づくり

心の健康の保持・増進のための情報提供や啓発、自殺予防に努めます。また、周囲への理解と協力を求め、患者・家族会と連携をとりながら精神障害者が通い、社会と交流できる場づくり、当事者だけでなく、家族への支援、精神疾患への正しい知識の普及に努めます。また、障害者自立支援協議会や相談支援事業の委託機関との連携により、精神障害者の支援体制の充実を図ります。

4 感染症予防対策の充実

風しんをはじめとする予防接種の推進を図るとともに、感染症予防のため、「矢掛町新型コロナウイルス等対策行動計画」等に基づき、多様な広報媒体を活用した正しい知識の普及や、手洗い・マスク着用等の予防対策の充実に努めます。なお、新型コロナウイルス感染症予防のため「新しい生活様式」等、町民に広く周知します。

【具体的な取り組み】

- ◆各種けんしん（健診・検診）への受診勧奨及び受診しやすい体制づくり
- ◆トレーニングルームの効果的な運営及び運動機器の計画的更新
- ◆「妊娠・子育て相談ステーションおひさま」による妊産婦支援の充実
- ◆子どものむし歯対策（幼児健診でのフッ素塗布、子どもの健康づくり会議等）
- ◆心の健康づくりの広報や「まちづくり出前講座」を活用したポピュレーションアプローチ
- ◆予防接種の啓発や感染症の予防に関する情報の提供や予防対策の周知

【目標指標】

目標指標	R 1 実績値	R 7 目標値	関連事業名
がん検診受診率	13.5%	50%	県目標値 50%
3歳児のむし歯有病率	15.5%	15.5%以下	
トレーニングルーム利用者数（町内居住者の実人員）	678 人	750 人	国保ヘルスアップ事業
睡眠が十分にとれている人の割合	男性 78.9% 女性 77.9%	男性 90% 女性 90%	まちづくり出前講座

【用語解説】

★ポピュレーションアプローチ

町民に健康向上に関する働きかけを行い、健康状態を向上させること。

施策 4－2 地域福祉推進体制の充実

【現状と課題】

人々が暮らしていくうえでの課題は、高齢化や単身世帯の増加による社会的孤立などの影響により、複数の分野に渡る課題が絡み合い「複合化」していることです。

支援を必要とする家庭は、複数の分野に渡る課題を抱えることが多くなり、対象者別・機能別に整備された公的支援のみでの解決は困難になりつつあります。

一方、少子化による人口減少で、地域の担い手が減少したことにより、地域は、活力や持続可能性を失いつつあり、社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活のさまざまな場において、支え合いの基盤が弱まってきています。

こうしたことが、人と人とのつながりを弱め、孤立し、生活が困難になっても誰にも相談できず、適切な支援に結びつかないことで課題が深刻化しているケースが増えています。

【施策の方向】

1 多職種連携による支援

「複合化」した課題を抱える家庭には、保健、医療、介護、福祉など各分野の公的支援を単一に提供するだけでなく、複合的に組み合わせ多職種が連携して支援していくことが必要とされているため、各分野の関係機関と協議し、多職種連携による支援体制を整備します。

2 地域共生社会の実現

人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、人と人とのつながりを再構築し、地域住民同士が支えあいながらともに地域をつくっていく「地域共生社会」の実現に向けた体制整備をすすめていきます。

3 人材育成と資質向上

地域全体で「地域共生社会」の実現を支えていく地域福祉の実現と適正な福祉サービスを行うため、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、福祉ボランティア、関係団体と連携し、地域の人材を活かした事業の推進を図るとともに、地域福祉を担う人材の育成や資質の向上に努めます。

4 災害時における体制整備

避難行動要支援者台帳の定期的な更新を行い、個別計画の作成に努めます。また、消防署、警察署、社会福祉協議会、自治協議会が情報を共有し、緊急時に備えた体制づくりを図ります。また、関係機関と連携して福祉避難所などの施設の充実及び活用を図ります。

5 成年後見制度の利用支援

社会福祉協議会に設置された権利擁護センターと連携を図り、成年後見制度の利用に支援を必要とする人がきちんと必要な制度につながり、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援していきます。併せて、地域連携ネットワークの核となり、協議会等の運営等進行管

理機能を有する中核機関の設置に関し、人や財源等に関して検討していきます。

【具体的な取り組み】

- ◆多職種連携によるケース会議の開催
- ◆社会福祉協議会の支援
- ◆民生委員・児童委員活動の支援
- ◆避難行動要支援者台帳の整備
- ◆福祉避難所の整備
- ◆権利擁護センターとの連携
- ◆中核機関や協議会の設置の検討
- ◆成年後見制度に係る町民後見人の育成・支援
- ◆成年後見制度の利用促進

【用語解説】

★成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをし、その方を援助してくれる人をつける制度

★中核機関

権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関で、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局等、地域連携ネットワークのコーディネートを行う。

★協議会

中核機関に関する法律・福祉の専門職団体や関係機関等による連携体制を強化し、協力する体制づくりを進める合議体

施策 4－3 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活をするためには、生きがいつくりや社会参加など多様化するニーズに対応した支援が必要になります。

また、生活環境の整備や災害時における体制の整備など高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進することに加え、在宅で生活していく上で必要なサービスの充実を図ることが課題となっています。

【施策の方向】

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、在宅生活を支援します。

1 社会参加の促進

高齢者の学習機会の充実，社会参加や健康づくり，生きがいつくりの推進，就労機会の充実，世代間交流や地域交流の機会の充実を図ります。

2 生活環境の整備

自宅や公共施設のバリアフリーの推進，高齢者等の移動手段の確保に努めます。

3 生活支援サービスの充実

在宅生活の見守りや，日常生活が困難な高齢者の経済的な支援，介護者への負担軽減を図ります。

【具体的な取り組み】

- ◆老人クラブ連合会活動支援
- ◆シルバー人材センター補助
- ◆高齢者等の移動手段の確保
- ◆高齢者等の在宅生活の支援

施策 4－4 障害者福祉の充実

【現状と課題】

矢掛町の身体障害者及び知的障害者は、高齢化により障害の重度化や重複化が進んでいます。また、精神障害者については、現代社会におけるストレス等の要因により増加傾向にあり、ADHDやLDといった発達障害を持つ障害者等も増加しており、障害者福祉の充実がますます必要となっています。

矢掛町では、「矢掛町障害者計画」と「矢掛町障害福祉計画及び矢掛町障害児福祉計画」に基づき、人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を基本理念として、障害福祉施策を展開しています。

しかし、障害に関する情報提供や教育、在宅生活及び相談支援の充実、保健医療体制の充実、雇用・就労支援の拡充、施設等のバリアフリー化、社会参加の推進が今後の課題となっています。

【施策の方向】

障害者等（注）がその能力と適正に応じた日常生活又は社会生活を自立して営むことができるよう、「共生社会」の実現に向けた取り組みを行います。

1 理解と協力の推進

すべての町民が平等で快適な生活を営むために、町民一人ひとりが障害及び障害者等に対する正しい理解と認識を深めることが重要であり、障害のある人とない人の交流の場を設け、両者の間に生じる「心の壁」を取り除くための、各種の活動を推進していきます。

2 障害者等教育の充実

成長のあらゆる段階において一人ひとりの障害の特性や能力、適性に応じた多様なプログラムを構築し、より適切な教育・育成を図ることが重要です。また、障害者等の可能性を伸ばし、将来、社会的に自立した生活を営めるように、早期から教育を充実させ一貫した教育体制の整備を図ります。

3 福祉サービスの充実

障害の種類や程度など特性に応じたサービスの提供はもちろんのこと、障害者等がサービスを選択するための相談等の支援など、サービスを円滑に受けるための地域の体制づくりを推進していきます。

4 保健・医療の充実

障害者等個々の状況やニーズに応じた医療サービスの充実を図るとともに、社会参加を促すためのリハビリテーション体制の構築を図ります。

5 雇用促進と就労支援

働く意欲をもつ障害者の能力や特性に応じ、就労の機会や場の充実を図ります。

6 住みよいまちづくりの推進

多くの人が利用できる公共の建築物や道路、公園等を、すべての町民が安全かつ快適に利用できるように障害者等の様々な特性に応じた環境整備を推進していきます。

7 スポーツ・文化活動の振興

障害者等がスポーツや文化活動に積極的に参加できるような環境やプログラムの整備を推進していきます。

(注) 障害者等とは、障害者及び障害児を指します。

【具体的な取り組み】

- ◆自立支援協議会を通じた地域課題の共有、障害に対する理解・啓発活動、交流機会の増加、相談体制の整備
- ◆就労支援事業所通所者への支援

【用語解説】

★ADHD

知能はほぼ正常ないし正常以上であるが、年齢あるいは発達に不釣りあいな注意力の欠如／衝動性・多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの

★LD

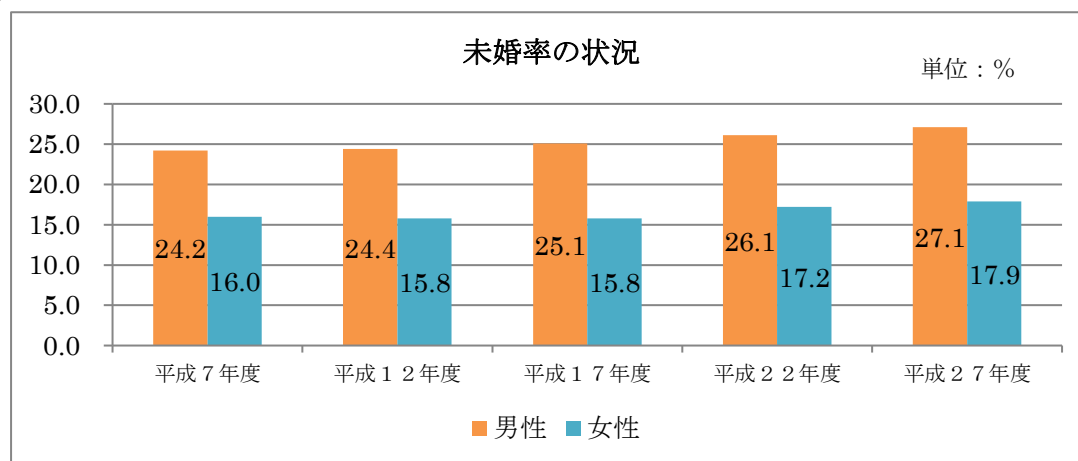
全般的には知的発達の遅れはないものの、聞く・話す・読む・計算するなど、特定の能力の習得や使用に著しい困難を示す様々な障害の総称（学習障害）

施策 4－5 結婚活動の支援

【現状と課題】

矢掛町の未婚率（15歳以上の人口に占める未婚者の割合）は平成7年時点で男性24.2％、女性16.0％でしたが、平成27年時点では男性27.1％、女性17.9％となり、年々上昇を続けています。結婚は矢掛町への定住及びその後の出産及び子育てにつながり、人口増対策や、少子化に歯止めをかけるためには、結婚推進は重要な施策です。

結婚とは、個人の価値観に基づいて選択されるものでありますが、希望していても結婚ができない若者が増加しており、矢掛町においても未婚者への結婚支援を行う必要があります。



出典：国勢調査

【施策の方向】

結婚相談所に業務委託し、「1対1のお見合いシステム」への登録・紹介・相談業務の推進に努めます。また、登録者への個別カウンセリング等の一層の充実を図り、男女の出会いの場を提供することで、結婚したい人の希望がかなうような環境づくりを推進します。

その他、現在実施している井笠圏域3市2町等の広域カップリングイベントも積極的に活用しながら、より広域的で効果的な事業を行います。

【具体的な取り組み】

- ◆結婚セミナーの実施や出会いの場の提供事業の推進
- ◆結婚相談所への業務委託
- ◆結婚なこうど人制度の継続

【目標指標】

目標指標	H27 実績値	R7 目標値	関連事業名
男性未婚率	27.1％	26.6％	結婚推進事業
女性未婚率	17.9％	17.5％	結婚推進事業

施策 4－6 子育て環境の支援

【現状と課題】

わが国における戦後の合計特殊出生率は、終戦直後のベビーブーム期には4.32であったものが、その後低下を続け、平成17年には過去最低の1.26まで落ち込み、平成25年には1.45に上昇したものの、平成30年には1.42となり少子化は依然として進行しています。

矢掛町においては、14歳以下の年少人口は、平成27年から5年間で6.7%減少（住民基本台帳4月1日人口）していますが、同期間の0～5歳の就学前人口については、増減を繰り返し横ばい状況が続いており、少子化を見据えた町の子育て支援等により、就学前の子育て家庭の転入増加につながっていると考えられます。

そのような中、子育て家庭を取り巻く生活環境は、大きく変化をしています。

核家族化の進展や女性の就労増加により、平成27年度以降、幼稚園の入園希望が激減しましたが、一方で保育園の入園希望は0歳から2歳児の低年齢希望が急増したため待機児童対策が必要となり、令和2年度から町内4幼稚園及び矢掛保育園を「矢掛認定こども園」に移行し、3歳児以上の教育と保育を一体化したうえで、低年齢保育の受け皿を拡大し運営を行うこととしました。

今後は、保育教諭（保育士）の不足に対応するための「保育人材の確保」と小学校への円滑な接続を視野に入れた「就学前教育・保育の質の向上」が課題です。

また、平成27年度には「幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上」を目的として、「子ども・子育て支援新制度」が施行されています。子育てに対する不安の解消や子育てと仕事の両立等の課題に対応しつつ、社会全体で安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進していく必要があります。町民一人ひとりが少子化や子育てについて関心を持ち、家庭・学校園・地域・企業・行政が役割分担し、緊密な連携をとりながら、一体となって子育てに取り組むことが求められています。

【施策の方向】

1 質の高い教育・保育と環境整備

- (1) 保育園及び認定こども園では、地域の人との交流や外部講師等を招き、興味関心が育つ教育・保育を行います。
- (2) 認定こども園においては、保護者の就労に関係なく3歳児を受入れます。
- (3) 保育教諭（保育士）の資質向上を図るとともに、保育人材の確保及び業務負担軽減に努めます。
- (4) 子育て支援センターを拠点として、就学前の子どもと親同士の交流、父親の子育て参画、外国籍の家庭が参加しやすい場の提供を行います。また、利便性を高めるため、移転を含めた拠点場所の検討を行うとともに、公民館や公園等へ出向き、地域での子育ての交流の場を設けます。さらに、子育ての不安や言葉の遅れ等の相談や指導を行います。

2 すべての子どもと親への支援

- (1) 次世代の親となる年齢層の人が安心して子育てができるよう、子育てに関する学習機会やふれあいの場を提供します。また、保育園及び認定こども園では、中高大生によるボランティアの受入れや地域活動との連携により、異年齢交流の機会を推進します。
- (2) 各学校園及び保健師等と連携し、子どもの育ちについての相談や療育を必要とする家庭からの相談対応を行い、療育機関等につなぎます。
- (3) 児童相談所や民生委員・児童委員等と情報共有を図り、児童虐待につながるおそれのある家庭の早期発見及び対応を行います。
- (4) 妊娠、出産、子育て（医療、保育、教育）の経済的負担を軽減するために、切れ目のない支援を行います。

3 子育てと仕事の両立

- (1) 子育て家庭の労働時間の短縮や多様な働き方を促進し、男女がともに子育てと仕事のバランスがとれるよう、企業に働きかけます。
- (2) 現在実施している子育て支援サービスを継続実施し、病児病後児保育やファミリーサポート事業については、広域利用を促進します。
- (3) 放課後児童クラブは、就労等で家庭に保護者のいない小学生が安心して過ごせるよう、利用人数に応じた場所の確保に努めます。

4 地域における子育て支援の強化

- (1) 子育て関係機関・団体の連携の強化を図り、子育てサポーターやボランティアとして関わってくれる人の育成や登録を目指します。
- (2) 安全な道路環境の整備、公共施設のバリアフリー化を推進し、子育て中の保護者が外出しやすい町になるよう努めます。
- (3) 交通安全を推進するとともに、防犯・防災対策として、防犯笛や学校園情報配信メール等、子どもを守る体制を充実させるほか、地域における見守り体制の強化に努めます。

5 要保護児童及び家庭への包括的な支援体制の充実

要保護児童対策地域協議会（子ども虐待を防止する地域ネットワーク）を活用し、保護や支援が必要な子ども及び家庭について、家庭内の各種課題を支援するための包括的な支援体制の構築に努めます。また、関係機関と連携し、要保護児童の早期発見、早期支援に努めます。

また、子ども（18歳までの）及び妊産婦のライフステージに伴う困難さに対し、縦断的かつ専門的な相談機能を持つ「子ども家庭総合支援拠点」の設置について研究します。

【具体的な取り組み】

- ◆保育と教育を一体化した認定こども園の運営
- ◆保育教諭（保育士）の資質向上を目的とした保育現場巡回指導及び発達障害や気になる子への支援についての研修の開催
- ◆保育現場における「保育補助員」の配置
- ◆父親と子どものふれあいの場や外国籍家庭との交流の場の提供
- ◆子育て支援センターの移転を含めた拠点場所の検討
- ◆子ども食堂など地域が行う子どもの居場所づくりの立ち上げ支援
- ◆多様な保育サービスの継続と広域利用の促進
(一時預かり, 預かり保育, 延長保育, 土曜日保育, 放課後児童クラブの継続)
(保育利用, 病児保育, ファミリーサポート事業の広域利用促進)
- ◆放課後児童クラブの利用人数に応じた場所の確保
- ◆子どもの育ちや療育の必要な家庭からの相談対応及び専門機関との連携
- ◆虐待やリスクのある家庭の早期発見及び支援
- ◆子育て家庭等への経済的負担軽減支援の継続
- ◆保育園及び認定こども園における保護者と一体となった避難訓練の実施やお迎えガイドラインの活用
- ◆学校園情報配信メールを活用した防犯・防災対策の充実
- ◆青色防犯パトロール隊及び警察との連携
- ◆要保護児童対策地域協議会に属する各種会議の開催（代表者会議：年1回, 実務者会議：年3回）

【目標指標】

目標指標	R1 実績値	R7 目標値	関連事業名
合計特殊出生率※	H29 1.51	1.61	—
子育て支援メール登録者数	R1 211人	230人	子育て支援事業
子育て支援センターの利用者数	R1 4,455人	5,060人	子育て支援事業

※合計特殊出生率は、人口動態統計より、15歳から49歳までの女性が産む子どもの数の平均を表す

施策 4－7 ひとり親家庭支援の充実

【現状と課題】

国内の離婚件数は、平成14年の約29万件をピークに、近年は年間22万件前後の高い水準で推移しています。また、矢掛町でのひとり親家庭等は、令和元年度時点において約135件となっています。このようなひとり親家庭等のなかには、家計と子育てという家庭責任を保護者一人で担っているため、社会的・経済的・精神的に不安定な状況で、育児や家事、教育など、日常生活面での悩みを抱えながら生活しているケースもあります。

この複雑・多様な問題に、適切できめ細かな対応ができる相談・指導体制の充実や経済的支援、子育て支援のさらなる推進により、ひとり親家庭等の自立と生活の安定を図る必要があります。

【施策の方向】

1 相談・指導及び体制の充実

ひとり親家庭等における心配ごと・悩みごとなどについて、保健福祉課子育て福祉相談員による相談体制の整備のほか、備中県民局母子・父子自立支援員による支援相談を随時開催するなど、多方面からの支援を実施します。

関係機関との連携を強化するとともに、気軽に相談できる体制を整備するなど、総合的な支援の推進を図ります。

2 自立のための総合的な支援

ひとり親家庭等医療費公費負担制度や児童扶養手当の支給、ひとり親の就業支援等の推進、資格取得のために養成機関において修業する間の生活費の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付などの経済的支援をはじめとして、子育て支援・生活支援など自立のための総合的な支援に努めます。

【具体的な取り組み】

◆母子・父子自立支援相談の開催（随時）

施策 4－8 生活（低所得者）福祉の充実

【現状と課題】

全国の生活保護受給者数は平成 27 年 3 月に過去最高を記録した後、減少傾向にあります。矢掛町の生活保護の割合は、平成 27 年度では 0.62% となっていました。令和元年度末時点では 0.51% と減少傾向にあります。矢掛町では、県の生活保護担当者と連携し、被保護者の自立を促進する取り組みを行っていますが、受給者の高齢化が課題となっています。今後も継続して被保護者世帯の実態把握に努め、積極的な自立促進を図る必要があります。

また、平成 27 年度からの「生活困窮者自立支援法」の施行により、福祉事務所単位で相談窓口を設け、生活保護に至る前の生活困窮者への積極的な支援を行うことが制度化されました。矢掛町においても、実施主体となる岡山県備中県民局（以下「備中県民局」という。）、町社会福祉協議会との連携のもと、生活困窮者の就労・自立に向けた一層の支援に取り組む必要があります。

【施策の方向】

1 相談体制の充実

保健所や民生委員・児童委員、社会福祉協議会などとの連携を強化し、生活指導、助言など気軽に相談できる体制を整備するなど、総合的な援護の推進を図ります。

2 生活困窮者への支援

平成 27 年度から施行となった「生活困窮者自立支援法」に基づき、備中県民局との連携のもと、保健福祉課内に相談窓口を設け、生活保護に至る前の生活困窮者の就労・自立に向けた取り組みを支援します。

【具体的な取り組み】

- ◆実施主体である備中県民局と連携した生活保護制度の適切な運用
- ◆生活保護に至る前の生活困窮者を対象とした相談窓口の設置
- ◆備中県民局の就労支援員と連携した就労支援の実施

施策４－９ 社会保障・介護保険の充実

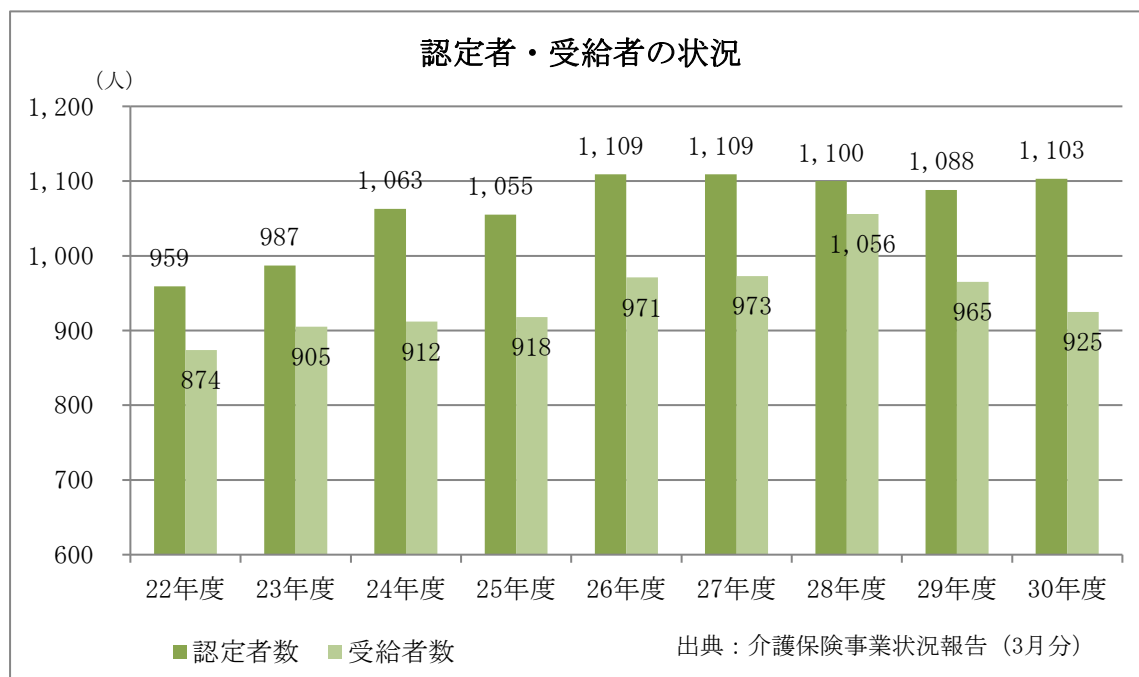
【現状と課題】

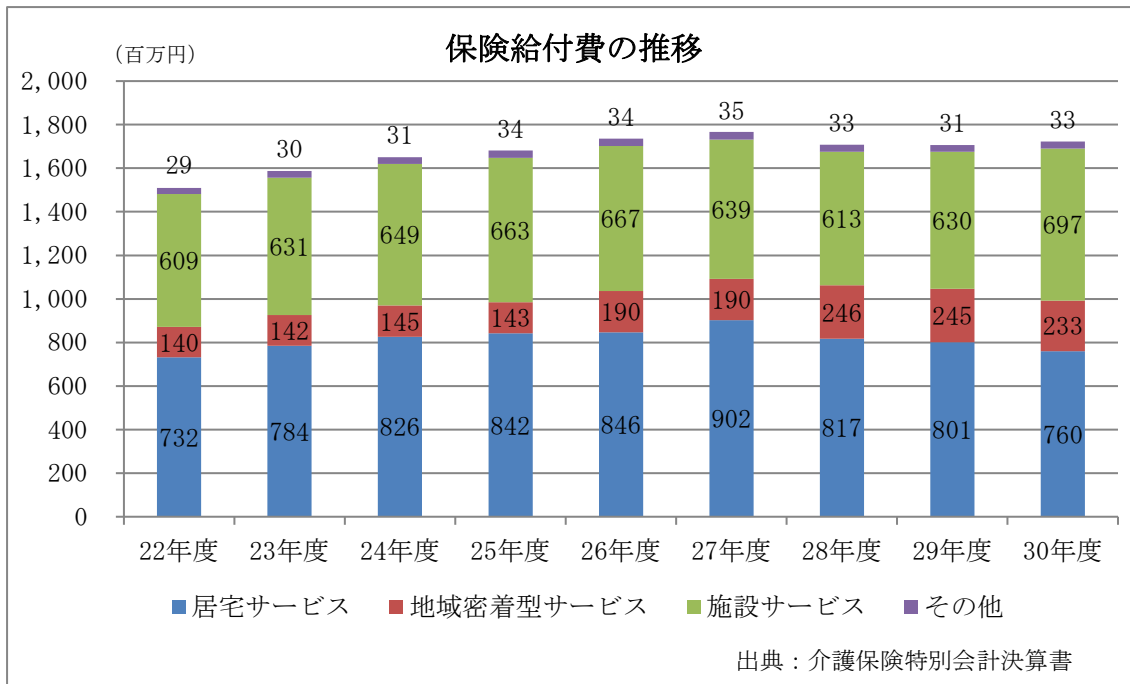
超高齢社会における介護問題の解決を図るため、要介護者等を社会全体で支援するしくみとして、平成１２年度に介護保険制度が創設されました。矢掛町のサービス利用者は、創設当時の４７７人（６５歳以上人口に対する利用率１０．０％）から、地域社会や家族構成の変化などにより、平成３０年度末では９２５人（同１７．１％）に、また保険給付費は７億３，８００万円から１７億２，２００万円（２．３倍）に増加し、介護保険制度は介護を必要とする高齢者を支える制度として定着、発展してきました。

一方で、２０２５年(令和７年)にはいわゆる団塊の世代全てが７５歳以上となるほか、２０４０年(令和２２年)にはいわゆる団塊ジュニア世代が６５歳以上になります。こうしたことから、後期高齢者の人口は、当分の間増加することが予想され、単身の高齢者や高齢者のみの世帯、また、認知症の高齢者も増加し、在宅での生活が困難な高齢者が増加することが見込まれるため、こうした高齢者の日常生活を支えるための体制や、フレイル予防対策などいつまでも元気で暮らしていけるための取組が求められます。認知症高齢者の増加に関しては、当事者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、共生社会を目指し、認知症への理解、症状の早期発見・早期対応などの普及・啓発を行っていく必要があります。

こうした状況において、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、地域包括ケアシステムをより一層深化・推進する必要があります。

また、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、介護保険の地域支援事業と国民健康保険・後期高齢者医療保険の保健事業を一体的に実施する必要があります。





【施策の方向】

1 自立支援，介護予防，重度化防止の推進

町民や事業者など地域全体への自立支援，介護予防，重度化防止に関する普及啓発，フレイル対策を視野に入れた保健事業と介護予防の一体的な取り組み，介護予防の通いの場の充実，地域ケア個別会議の多職種連携による取り組みの推進，地域包括支援センターの機能強化など，地域の実態や状況に応じた様々な取り組みを行います。また，高齢者自らが介護予防に取り組めるよう，100歳体操などの地域グループの活動を支援していきます。

2 介護給付等対象サービスの充実・強化

高齢者が要介護状態となっても，可能な限り，住み慣れた自宅・地域において継続して日常生活を営むことができるよう地域密着型サービスの提供や在宅と施設の連携等，地域における継続的な支援体制の整備を図ります。

3 在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

今後，医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患や認知症高齢者の増加が見込まれることから，当該高齢者が，住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう，退院支援，日常の療養支援，急変時の対応，看取り等の様々な局面において，地域における在宅医療及び在宅介護の提供に携わる者その他の関係者の連携を推進するための体制の整備を図ります。

4 日常生活を支援する体制の整備

単身や夫婦のみの高齢者世帯，認知症の高齢者が増加する中，医療，介護のサービス提供のみならず，地域住民に身近な存在である町が中心となって，生活支援等サービスを担う事業主体と連携しつつ，多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の促進を一体的に図ります。

【具体的な取り組み】

- ◆まちの健康リーダー，認知症サポーター養成講座の開催
- ◆認知症の理解を図る研修会の開催
- ◆100 歳体操の普及と活動支援
- ◆住民主体による介護予防のための通いの場の立ち上げ支援・推進
- ◆関係者のネットワークの構築や資源開発を推進する「地域ケア個別会議」の開催
- ◆在宅医療・介護連携を図る地域包括ケアシステム支援会議，医療介護連携フォーラム，地域包括ケアシステム懇話会・連絡会の開催
- ◆国民健康保険・後期高齢者医療保険の保健事業と介護予防等の一体的な取り組みの推進

【目標指標】

目標指標	R 1 実績値	R 7 目標値	関連事業名
認知症サポーターの実人数	411 人	700 人	
100 歳体操の参加者数	76 人 (参考数値)	430 人	
住民主体による介護予防のための通いの場の数	2 か所	7 か所	地域ミニデイサービス事業

【用語解説】

★地域包括ケアシステム

高齢者が，可能な限り，住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう，医療，介護，介護予防，住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。
(医療介護総合確保促進法第 2 条)

★フレイル

日本老年医学会が 2014 年に提唱した概念で「虚弱」という意味。健康な状態と要介護状態の中間に位置し，身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のこと。

施策 4－10 国民健康保険制度の充実

【現状と課題】

国民健康保険は、被用者保険等の加入者を除く75歳未満のすべての人を対象者とする公的医療保険制度です。加入者の高齢化により一人当たり医療費の増加し、また、低所得の被保険者が多いため、財源の確保が難しく、厳しい財政運営となっています。しかし、医療費の適正化と財源の確保に取り組むことにより、適正な運営をはかっています。

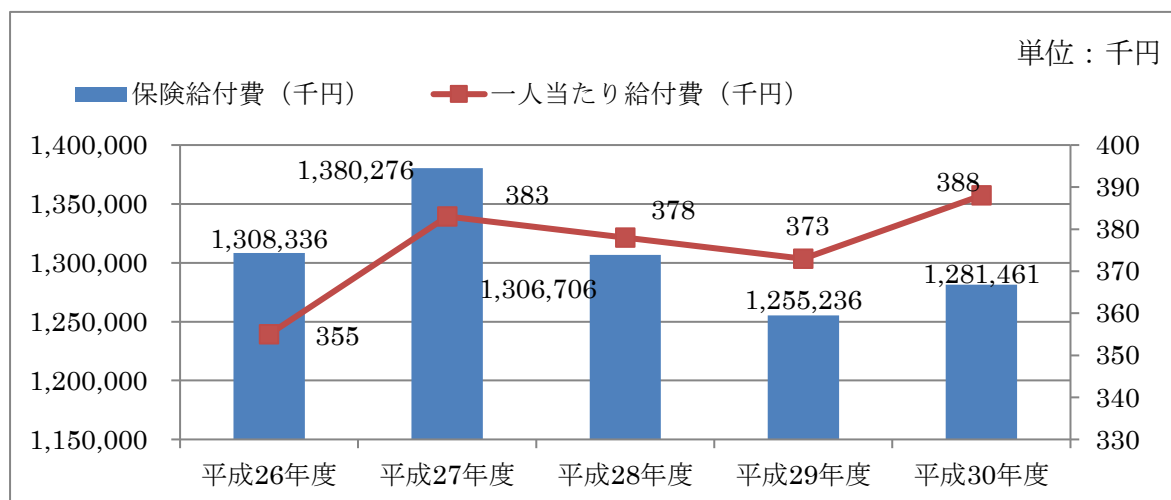
医療費の適正化においては、特定健診や特定保健指導を推進していくことにより、疾病の早期発見や疾病のリスクが高い被保険者への生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防を進めています。また、診療報酬の明細であるレセプトの点検・確認により、重複受診等の発見及び被保険者へのアプローチを行い、医療費の節約につなげています。

財源の確保として、国民健康保険税の長期及び多額滞納者には、通常の被保険者証より有効期間の短い短期被保険者証や資格証明書を交付し、滞納者との納付相談の機会を作り、滞納の早期解消・収納率の向上をはかっています。さらに、国民健康保険の保険者による取り組みに応じて、国から交付金が交付される「保険者努力支援制度」での評価を上げることが目標に、適正な事業運営をすすめています。

しかし、被保険者数の減少や被保険者の高齢化により、一人当たりの医療費は増加傾向にあり、国民健康保険事業の運営はますます厳しいものとなってきています。そのため、前述した医療費の適正化及び財源の確保をより効果的に行っていく必要があります。

◆国民健康保険被保険者数及び給付費の状況

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
世帯数(世帯)	2,177	2,165	2,101	2,046	2,028
被保険者数(人)	3,688	3,602	3,457	3,361	3,306
保険給付費(千円)	1,308,336	1,380,276	1,306,706	1,255,236	1,281,461
1世帯当たり給付費(千円)	601	638	622	614	632
1人当たり給付費(千円)	355	383	378	373	388



【施策の方向】

1 健康づくりの推進

被保険者が健康な暮らしを長く続けられるよう、健康づくりを推進します。まず、疾病リスクの早期発見のため、特定健診の受診率の向上を目指します。

特定健診で基準値を超えた被保険者には特定保健指導により、生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防を行います。また、特定健診で慢性腎臓病（CKD）のリスクがある者には、重症化を予防するために訪問指導等を行い、人工透析への移行を抑制します。

矢掛町は県内でも人口に対する人工透析患者の割合が高く、医療費の増加の要因の一つと考えられます。そのため、重症化しないよう、生活習慣の改善を促していきます。

2 医療費の適正化

矢掛町の医療費は被保険者数の減少もあり、右肩上がりの増加傾向から徐々に減少しつつあります。しかし、一人あたりの医療費は高齢化の影響もあり、高止まりしている状況です。そこで、医療費を抑制するため、同一の効能でも費用の安いジェネリック医薬品の利用を促進したり、同一疾病で複数の医療機関を受診する重複受診など問題のある被保険者に対して指導を行うことで、医療費の適正化に努めます。

3 財源の確保

負担の公平性を確保するため、国民健康保険税の徴収に努めます。長期滞納者には、短期被保険者証や資格証明書を交付することで納付相談の機会を確保し、制度の理解を得た上で、納付を促します。また、国民健康保険税負担の急激な増加を抑えるために国や県の補助金による財源の確保を行います。保険者の取組に応じて交付金が交付される「保険者努力支援制度」において、より多くの財源を得られるよう適正な運営に努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆特定健診・特定保健指導の受診の推進
- ◆慢性腎臓病の重症化の予防
- ◆ジェネリック医薬品の使用促進
- ◆重複受診・多剤投薬の被保険者への指導
- ◆国民健康保険税の納付促進
- ◆保険者努力支援制度での評価向上への取り組み

【目標指標】

目標指標	R1 実績値	R7 目標値	関連事業名
特定健診受診率	45.7%	60.0%	—
特定保健指導終了率	59.3%	60.0%	—

施策 4－1 1 救護施設の充実

【現状と課題】

町立矢掛寮は救護施設として、県内の各福祉事務所や県からの委託を受けて、要保護者 28 名（定員 30 名）を受け入れています。

平均年齢は 75 歳、平均在寮期間は 25 年となっており、人生の大半を施設で過ごす入寮者も多く、入寮期間の長期化・高齢化に伴って健康状態、身体機能の低下が顕著にあらわれています。

このような状況の下、日常生活の支援・介護に多くの労力が必要となっており、健康管理においても個々の身体・精神状況に合わせたきめ細かい対応が求められています。

施設については、昭和 38 年 5 月に開設以来、半世紀以上が経過する中、大規模な施設改修もなく、バリアフリー化、耐震化、空調設備など老朽化対策が必要な状況となっています。

【施策の方向】

1 処遇の充実

入寮者の基本的人権が尊重され、優しさにあふれ、快適で、元気な寮生活が送れるよう、個々の身体・精神、健康状態に対応した利用者の希望・要望を踏まえた個別支援計画を推進します。

施設内での各種クラブ活動やイベント、地域社会との交流等を通じ、生きがいを持って生活できる環境づくりに努めます。また、ADL（日常生活動作）低下が著しい入寮者には、社会福祉事務所等関係機関との連携を密にし、個々の状態に沿った施設等への適切なタイミングでの移行に努めます。

2 施設の充実

施設の老朽化並びに施設基準に対応するため、施設改修ならびに維持補修に努めます。

さらに今後の福祉制度の動向、同種施設の実態を把握しながら、施設の組織運営について研究を進めます。

【具体的な取り組み】

- ◆入寮者の満足度向上に向けた支援計画の運用
- ◆入寮者の良好な生活環境の保持に向け、心身の状態に応じた施設整備
- ◆入寮者の個々の状態に沿った施設への移行

施策４－１２ 介護老人保健施設の充実

【現状と課題】

矢掛町介護老人保健施設たかつま荘は入所定員５０名、通所定員３０名の老人保健施設で、主に、介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すために、医師による医学的管理の下、看護・介護といったケアはもとより、作業療法士や理学療法士等によるリハビリテーション、また、栄養管理・食事・入浴などの日常サービスまで併せて提供する施設です。

また、高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるように、矢掛町国民健康保険病院をはじめとした地域の医療・介護・行政機関と連携し、地域包括ケアシステムの構築を担うもっとも重要な施設のひとつです。

今後予測される町全体の人口推計は、減少傾向にあるものの、高齢者の人口はほぼ横ばいであり、また、高齢者のみの世帯の増加が予想され、介護サービスは現状の規模を維持する必要があります。

そのため、看護師・介護士等の人材確保は最重要課題であり、人材不足によるサービスの低下、規模の縮小は避けなければなりません。看護・介護スタッフの確保を図り、町民が安心して生活できる地域包括ケアシステムの継続を図る必要があります。

【施策の方向】

１ 安定したサービスの提供

- ・看護師・介護士等のスタッフが自ら進んで研修や資格取得を目指す体制を整え、やりがいを持ち定着できる職場環境を作ります。
- ・介護報酬改正への対応により、サービス提供体制の見直しや利用者に対しての適正な加算の取得など、経営の効率化を図り、安定した経営体制を継続します。

２ 地域包括ケアシステムの推進

- ・町内の医療・介護・行政機関と密接に連携し、利用者に高齢となっても可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるように、看護・介護・リハビリテーションや栄養管理など総合的なサービスの提供を行います。

３ 施設の充実

- ・建物設備や介護機器の計画的更新を行い、施設の長寿命化を図りながら、より充実したサービスの提供が行える施設に改修します。

【具体的な取り組み】

- ◆職員の資格取得の励行と評価の実施
- ◆リハビリテーションの充実による在宅復帰支援と地域包括ケアシステムの推進
- ◆矢掛町国民健康保険病院との連携強化による経費削減の検討

施策４－１３ 地域医療体制・救急体制の充実

【現状と課題】

矢掛町国民健康保険病院は、１日平均外来患者数約１８０人、入院患者数は約１００人、救急車搬入数年間４５０～５００件で、内科・外科を中心とした一般的な診療科とＣＴ・ＭＲＩなどの高度医療器械を有する病床数１１７床の町立病院です。また、町内で唯一の救急告示病院として大きな役割を果たしています。

町民の高齢化により医療を必要とする人口は増加すると予想されているが、他施設利用や交通手段などにより病院を利用できない高齢者の増が散見されます。そこで、当院は現状の地域医療体制規模を維持しながら、町民の高齢化に伴う身体の不調や疾患に柔軟に対応していく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、院内の感染症対策を更に進めていくことが急務となっています。

そして、医師・看護師等の人材確保や働き方などの課題はもとより、町民のニーズをとらえた診療科や入院機能の確保が必要となってきます。また、地域包括ケアシステムの構築による地域での病診連携や施設連携、また、他地域病院との病病連携が課題となってきます。

今後は治し支える医療をめざし、病院機能の安定的な維持運営、そして、病院の特色を明確に位置づけることが課題となります。

(単位：人)

	平成２７年度		平成２８年度		平成２９年度		平成３０年度		令和元年度	
	延患者数	１日平均	延患者数	１日平均	延患者数	１日平均	延患者数	１日平均	延患者数	１日平均
入院	35,294	96.3	34,298	94.0	35,631	97.6	38,006	104.1	38,382	104.9
外来	50,015	205.8	49,544	203.9	48,293	197.9	45,894	188.1	43,532	181.4
合計	85,309	—	83,842	—	83,924	—	83,900	—	81,914	—

【施策の方向】

１ 地域医療体制の安定的な継続

- ・常勤医師・看護師などの医療スタッフが当院に魅力をもち、定着できる環境をつくりま
す。労務環境を整え、病院施設等の充実による運営体制の確立を図ります。
- ・診療報酬改正への対応や積極的な施設基準の見直しなどによる経営の効率化を行い、安
定した経営体制を継続します。

２ 地域包括ケアシステムの推進

- ・町内の医療機関、施設、行政機関と密接に連携し、患者様の病状に応じた円滑で適切な
ケアを図るため、町民の健康・福祉・介護の総合的なサポートをめざします。そして、
地域の中核病院として地域住民に信頼される病院事業を展開していきます。

３ 救急医療体制や地域の疾患に対する体制の充実

- ・２４時間体制の初期医療救急病院とし救急患者を受け入れ、必要に応じて近隣の高度機
能を有する病院と連携を強化することで町民が安心して暮らしてゆける体制の維持に努
めます。
- ・町保健福祉課等との連携により、町民の特徴的な疾患に対応し、医療からのサポートを
行う体制を作ります。

■重点目標4 安全かつ快適に暮らすための生活環境の整備と防災機能の拡充

基本目標5 快適な生活環境づくりを進めるまちづくり

施策5-1 適正な土地利用の推進

【現状と課題】

土地は人々の生活や生産活動の基盤であり、まちづくりの基本的な要素です。このため、地域の発展のためには、土地を有効に利用していくことが必要です。農用地や森林は、農産物・木材生産等の経済的機能及び国土の保全や水源かん養、自然環境保全や災害防止等の公益的機能を持っています。

しかし、過疎化や農業の担い手の減少と高齢化により荒廃農地が発生しており、農地や農業用水路などの管理の低下が懸念されます。また、相続件数の増加などにより、所有者の把握が難しい土地が今後増加することが想定されます。

今後は、農用地を長期的に保全していくとともに、宅地や商工業・観光の活動基盤の適正な開発の誘導等により、自然環境・景観や森林資源の保全に努めることが重要な課題となっています。

また、定住・交流人口の増加など社会的要請に対応した積極的な土地利用を図ることも必要になっています。

【施策の方向】

土地の利用については、国土利用計画等の長期的展望に立ち、都市計画法や農地法等の関係法令及び岡山県県土保全条例や公有地の拡大の推進に関する法律等を適正に運用するとともに、今後も町の発展を持続可能なものにしていくため、福祉や交通などを含め、町全体の構造を見直し、人口減少の低減や分散する機能の集約を図るための立地適正化計画を策定します。

また、利用区分ごとに、次のような基本的な考えのもとに、土地利用を推進していきます。

1 農用地

農用地は、農産物の生産基盤であるとともに、自然環境保全と健全な地域社会を維持するための基盤であるため、耕作放棄による荒廃や無秩序な開発を防止することに努めます。また、水源のかん養、良好な景観の形成など、農地の多面的機能が適正に発揮されるように努めます。

2 森林

森林の持つ水源のかん養，生活環境の保全，自然環境保全や災害防止等の公益的機能の維持や，生態系の維持機能等の役割を担っているため，適正な森林保全に努めます。

3 住宅用地

地域の状況を踏まえつつ，機能の集約化や居住の中心部への誘導など，生活の利便性や環境等に配慮した良好な居住空間の形成に努めます。

4 商工業・観光用地

矢掛商店街周辺地区は，貴重な歴史的財産である町並みの景観を保全・活用しつつ，本町の玄関口及び観光地として魅力あふれる商業地の配置につとめます。また，工業等の活動基盤となる土地利用については，住環境との調和を図りながら，積極的に企業誘致活動を推進し，企業が進出しやすい環境整備に努めます。

【具体的な取り組み】

◆ 立地適正化計画の策定

【目標指標】

目標指標	R 1 実績値	R 7 目標値	関連事業名
町内における耕作地及び保全地面積	1, 136ha	1, 102ha	人・農地プランの実質化

施策 5－2 効率的な水利用の促進

【現状と課題】

矢掛町内には小田川をはじめとする多くの河川が流れており、農業用水はこれらの河川やため池・ダム・用水路等の農業用施設により供給され、町内の広範囲の農地で利用されています。

主要な農業用施設の中には老朽化した施設が多く、安定した農業用水利用を継続していくためには、効率的かつ経済的に施設を改修・更新していく必要があります。その他の小規模な農業用施設についても同様に、改修・更新が必要です。

また、平成30年7月豪雨災害以降、農業用施設についての防災・減災の機運が高まる中、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が施行され、防災重点ため池の見直しを行いました。165箇所の農業用ため池のうち137箇所が防災重点ため池に指定され、避難経路や避難場所、浸水エリア等を示したため池ハザードマップの作成が必要となりました。

さらに、上水道は、小田川、星田川付近の地下水を水源にしており、良質で安定的な確保が望まれます。

【施策の方向】

安定した農業用水利用を継続していくために、ダム・ため池・幹線用水路などの主要な農業用施設について、施設機能診断に基づき作成された長寿命化計画により効率的な施設更新を実施します。

また、事業実施に際しては県営事業等を活用し、施設の改修・更新を実施します。

ため池ハザードマップの作成により、町民の防災意識の向上に努めます。

利活用のない防災重点ため池について、ため池廃止工事を実施します。

また、上水道への安定的な給水を図るため漏水防止に努めるとともに、水源等の定期的な点検・洗浄・補修を実施し、水の効率的利用に努めます。

【具体的な取り組み】

◆ダム・ため池・幹線用水路などの主要な農業用施設の改修・更新の実施

◆小規模土地改良事業の実施

【目標指標】

目標指標	R1 実績値	R7 目標値	関連事業名
ため池ハザードマップの作成	25 箇所	70 箇所	
ため池廃止工事の実施	0 箇所	10 箇所	

施策 5－3 快適な生活空間の整備

【現状と課題】

本町では、昭和 51 年に都市計画区域の指定を、翌 52 年 2 月に矢掛市街地及び小田市街地について用途地域の指定をうけており、その後においても、用途地域の一部変更を受けるなどして、土地の合理的な利用を図っています。井原線の開通や高速交通網へのアクセス道の整備が進んでいる今日では、生活圏域が広がりを見せ、物流や観光客をはじめとした遠方からの来町者が増加する傾向にある中で、これらの流れが集中する地域となる市街地にあっては、機能的活動が可能となるよう整備していかなければなりません。

矢掛市街地については、本陣・脇本陣を中心とする歴史的な町並みと近代商業地の特徴ある歴史的風致を良く残している地区であり、これらの伝統的建造物と一体をなしてその価値を形成している環境を保存するとともに、歴史的景観を活かした魅力にあふれた地区を創出するため、令和 2 年度に伝統的建造物群保存地区の都市計画決定を行いました。

一方では、商店街という両面性を持っていることから、これらの要件に配慮しながら事業整備してきたところです。そして、既に街路、中町ポケットパークなど、道の駅整備事業や都市再生整備事業を中心に整備を進めており、駐車場も確保され、機能性も従来と比べ、かなり高いものとなっています。生活環境に対する要望として、安全な道路整備などがあり、今後ますます安全性・利便性・快適性が追及されるようになり、併せて安全でゆとりある町づくりが求められています。

また、平成 30 年 7 月豪雨時に被害が生じた矢掛地区の浸水対策として元町排水機場ポンプ更新を実施するなど、浸水被害を解消するための事業を行っています。

【施策の方向】

本町では、市街地の特色である比較的狭小な土地や空間を快適性の高い居住環境へと整備し、限られたスペースを最大限に効率活用することに努めています。

したがって、今後の市街地整備にあたっては、外部から市街地を訪れた際、行動が一層円滑に行われるように、都市再生整備事業により道路や公園、或いは周辺整備を進め、また防災にも強い市街地の形成や景観にも配慮した官民連携無電柱化支援事業を実施しました。

その際には、本町の貴重な財産である町並み景観を損ねることのないよう配慮することが重要であり、整合性を図りつつ歴史的価値を生かした街づくりに努めています。

また、平成 30 年 7 月豪雨時に浸水被害が生じた小田地区の浸水対策として有木谷ポンプ設置を実施するなど、近年の異常気象を踏まえ、浸水被害の未然防止のための対策を行います。

【具体的な取り組み】

- ◆都市再生整備事業（舗装の高質化、小路整備、中町ポケットパーク再整備）

【目標指標】

目標指標	R 1 実績値	R 7 目標値	関連事業名
矢掛市街地無電柱化延長	0m	510m	官民連携無電柱化支援事業

施策 5－4 住み続けられる環境の整備

【現状と課題】

人口減少社会の進行とともに、空き家が増加しています。空き家が放置されると、近隣住民、自然環境、景観及び防犯上において悪影響を及ぼすなど、地域コミュニティ活動の運営に支障をきたします。そこで、空き家を有効活用して町外からの転入を促進し、町内への人口流入を図り、集落機能を維持し住み続けられる環境を整備することが重要となります。

矢掛町空き家・空き農地・空き地情報登録制度は、平成18年度に創設し現在まで運営しており、空き家・空き農地・空き地の情報登録の促進に寄与しました。その結果、空き家については、令和元年度末時点において74件の賃貸借又は売買契約が成立し、町外からの移住の促進に繋がっています。

また、当該情報登録制度の運用に当たっては、町内不動産事業者との間で情報提供に関する協定を締結しています。不動産事業者と連携を図ることで、空き家の賃貸借又は売買契約の促進に繋がっています。

町民が住みやすいと感じ、地域が賑やかで活気のあるまちとなるような空き家の利活用促進が課題となっています。

また、矢掛町全域の空き家の件数や分布状況を把握するため、平成27年度から平成28年度にかけて、空き家等実態調査を実施しました。

【施策の方向】

1 住み続けられる環境整備

(1) 空き家の利活用の促進

空き家の有効活用を促進します。そのため、現在の空き家情報登録制度、空き家改修補助制度等の事業効果を検証しながら、移住・定住等の支援を行います。

(2) 移住者の受け入れ体制の整備

移住支援情報を広く発信しながら、移住希望者からの問い合わせ・相談に的確に対応します。また、移住者が円滑に生活をスタートできるよう、受け入れ集落との連絡・調整を行います。もともと住んでいる人と新たに移住する人がともに住みよいまちづくりを進めます。

(3) 移住定住お試し住宅の整備

移住を考えるうえで、矢掛町での生活を体験してもらうことは移住の意思決定を促すひとつの要因となり得るものと考えます。町では、平成28年度に移住定住お試し住宅を2棟整備し、これまで使用者9組16名の移住に繋がっています。移住定住お試し住宅のPR等に努め、お試し住宅の使用による生活体験を通じた移住・定住の促進を図ります。

（４）空家等の適正な管理

適切な管理が行われていない空家等に係る問題に対処し，地域住民の快適な生活環境の保全を図り，住みよいまちづくりを推進していくため，空家等対策協議会を令和２年度に設置しました。協議会において，空家等対策計画を策定し，周囲に悪影響を及ぼしている空家等について特定空家等に該当するか否かの判定や適正な管理を行うよう指導・助言を行います。

【具体的な取り組み】

- ◆空き家情報登録制度や空き家改修補助制度等を通じた空き家の有効利活用の促進
- ◆移住定住お試し住宅を通じた生活体験機会の提供による移住定住の促進

【目標指標】

目標指標	R 1 実績値	R 7 目標値	関連事業名
空き家登録物件利用 成約件数（累計）	74 件	100 件	空き家・空き農地・空き地利活用事業

施策 5－5 住環境整備の推進

【現状と課題】

住宅施策は、町民に良好な住環境を提供するとともに、本計画に掲げる目標人口を確保するための賃貸住宅、分譲宅地等の両面から展開する必要がある、世帯数の増加及び世帯構成の高年齢化に対応する住宅施策の推進が求められています。

ア 公営住宅

本町には、町営住宅 118 戸、特定公共賃貸住宅 69 戸、定住促進住宅 60 戸を整備しています。町営住宅は、建設後 30 年の耐用年数を 80 %が経過し、老朽化が進んでいく中で、町営住宅の建設を計画的に実施し、本町への入居促進を進めていくとともに、特定公共賃貸住宅や定住促進住宅についても、建設から 20 年以上が経過していることから、計画的に改修工事を実施し、入居者の確保に努めています。

【施策の方向】

1 公営住宅

町営住宅入居者の生活レベルの向上に伴って、快適な環境の中での暮らしを求める意識が強まり、施設改善の要望が高まっています。

小林住宅は、建替を実施しており、平成 30 年度に 4 棟 8 戸、令和元年度も 4 棟 8 戸、令和 2 年度に 3 棟 7 戸建設しており、計画的に建替えを行っています。耐用年数が過ぎた町営住宅については、建替或いは個別改善の事業計画を立てる必要があります。

また、令和元年度に災害公営住宅を 1 戸建設しており、災害等により被災された方に住宅を提供できるよう整備を行いました。

なお、供用住宅の戸数及び質については、現況の供用されている住宅戸数及び周辺の立地状況を慎重に判断して戸数を決定していく必要があります、質的な要望に対しても、近年のライフスタイルの変化による多様なニーズに応じた住宅や高齢者や障害者等に配慮した住宅の計画を立案する必要があります。

2 住宅リフォーム

町内施工業者を利用して行う既存住宅の利便性、耐久性の向上又は環境負荷の軽減のために行う修繕、模様替え、改築等の住宅リフォーム工事について、40 万円を上限に、100 分の 10 に相当する金額を補助しており、年間 100 件程度の申請があります。快適な個人住宅等の住環境の確保のため引き続き、事業実施に努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆老朽化した町営住宅の計画的な整理
- ◆特定公共賃貸住宅コーポさくら外壁等改修工事

【目標指標】

目標指標	R 1 実績値	R 7 目標値	関連事業名
住宅リフォーム補助件数	102 件	100 件	
老朽化町営住宅整理率	51.7%	56.2%	

施策 5－6 上水道施設の整備

【現状と課題】

上水道は、安全な水を安定的に供給するという重要な役割を持ち、健康で文化的な生活や社会経済活動を支える上で欠くことのできないものです。

矢掛町の上水道は、昭和50年に通水を開始して以来、安全な水を安定して供給するため、水源の確保や施設の整備拡充などの施策を推進してきました。平成22年3月には簡易水道事業を統合し、上水道は町の全域にわたって普及し、令和2年3月31日現在の給水人口は14,058人、普及率は99.6%となっています。

しかし、近年では節水機器の普及や人口の減少により使用水量は年々減少しており、また各水道施設や石綿セメント管等の老朽管の更新・改修を計画的に進める必要があります。

今後も収入の減少が続く見込みであり、上水道をとりまく今後の経営環境は非常に厳しいものとなっており、安全で安心な水を安定的に供給するため、経営の効率化をより一層図るとともに、適切な料金体系への取り組みを推進する必要があります。

そうした一方で、災害に強い水道づくりが求められており、各水道施設の耐震化率の向上や、災害時の給水拠点としての施設整備を進めるとともに、応援給水協定に基づく応急給水体制の一層の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

1 水道ビジョン（水道事業の経営戦略）に基づく効率的な事業運営の推進

水道事業運営の長期的な視点に立った経営戦略である水道ビジョンに基づき、「安全」・「持続」・「強靱」な水道という目標の実現に向け、給水人口・給水量の減少を前提とした、計画的かつ積極的な施設や管路の更新・改修を進めます。

（1）浄水場の耐震化及び老朽施設の更新

上水道の基幹施設である浄水場の耐震化及び老朽施設の更新が必要となっており、水道ビジョンに基づき浄水施設の更新を行います。

（2）老朽管路の更新・改修

石綿セメント管等の老朽管の更新について、水道ビジョンに基づき計画的に実施します。また、配水池・ポンプ室等の施設については、計画的に更新・改修を行なうとともに、突発的な機械設備の故障に対しては緊急対応が行える体制を整えます。

（3）有収率の向上

安全で安定した給水サービスの提供のためには、施設を維持するだけでなく、その経営の根幹に関わる有収率を向上させることが重要課題であり、経営改善、経営戦略の施策として積極的な有収率向上対策を実施します。

(4) 災害時の給水拠点の整備

災害などが発生した場合の断水に備えて、飲料水を確保するため、浄水場や配水池を、応急給水の拠点とするとともに、避難所などへの応急給水の応援体制の一層の充実を図り、災害時の飲料水の確保に努めます。

2 良質な水の供給

町民に、「安全でおいしい水」を安定供給できるよう施設管理、水質管理に努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆水道ビジョンに基づく計画的な施設更新等の実施
- ◆定期的な漏水調査の実施による有収率の向上
- ◆石綿セメント管の解消

【目標指標】

目標指標	R1 実績値	R7 目標値	関連事業名
有収率の向上	82.5%	90.0%	上水道事業
石綿セメント管残延長	1.7km	0.0km	上水道事業

施策 5－7 下水道施設の整備

【現状と課題】

本町の下水道整備事業は、地域の特性を考慮し、整備手法として公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の3手法を用いた整備計画により効率的な推進を図ってきました。

公共下水道事業は、平成5年度に事業着手、平成10年度末に一部供用を開始し、平成29年度末には計画区域全域の管路整備が完了しました。

農業集落排水事業では、平成5年度に西三成地区を供用開始以来、中地区、東三成地区と順次供用を開始し、平成20年度末の横谷地区の供用開始により、全ての計画区域の整備を完了しました。

また、浄化槽設置整備事業では、平成4年度から公共下水道事業及び農業集落排水事業の認可区域外の浄化槽設置者に対して補助を実施し、令和2年3月31日現在で831基が補助対象として設置されています。

これらの事業を総合的に展開してきたことにより、令和2年3月31日現在の下水道処理人口普及率は100%、合併処理浄化槽区域を合わせた汚水処理人口普及率は90.5%となり、全国平均、及び岡山県平均の汚水処理人口普及率を大きく上まわり、一定の成果を上げております。

しかし、水洗化率は、令和2年3月31日現在で77.3%となっており、未水洗化世帯の解消が大きな課題となっています。

また、人口減少社会を見据えた、将来にわたる安定した下水処理事業の実施を図るため、笠岡市北部処理区の汚水処理受入れによる下水道の広域化やMICS事業による浄化槽汚泥やし尿の共同処理、また農業集落排水施設を公共下水道施設へ統合するなど施設の広域化・共同化に積極的に取り組んでいます。

【施策の方向】

1 水洗化の促進

下水道施設が整備されても、下水道施設を利用しなければ生活環境の改善、公共用水域の水質保全、建設経費の早期回収等の事業目的を達成することができません。そのため、下水道施設の効果、正しい利用方法や指導、また、排水設備工事費補助制度及び排水設備工事資金利子補給制度の周知を図り、未水洗化世帯への水洗化を推進します。

また、合併処理浄化槽整備区域の方には、合併処理浄化槽の役割やその設置に対する補助制度の周知を図り、今後、より一層の設置促進に取り組めます。

2 適正な維持管理

公共下水道施設は、長寿命化計画によりライフサイクルコストの低減を目的とした、施設の改修、更新を計画的に実施し、流下能力、処理能力の低下を防止するとともに、効率的な維持管理体制を目指します。

また、農業集落排水施設は公共下水道施設への統合を促進し、維持管理費の低減を図ります。

3 経営の健全化

今後の人口減少時代に下水道施設を将来にわたり安定的に維持していくために、長期的視点に立った経営計画のもと事業を実施することが求められます。

水洗化の促進による料金収入の増加や適切な料金体系への取り組み，徹底した維持管理コストの縮減を図るとともに，今後発生する更新投資を踏まえ，ストックマネジメント手法を用いた経営計画のもと，下水道事業経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組めます。

【具体的な取り組み】

- ◆水洗化への積極的な取り組み
- ◆維持管理費の低減を目指した施設の統合
- ◆施設ストックマネジメント計画の策定

【目標指標】

目標指標	R 1 実績値	R 7 目標値	関連事業名
水洗化率	77.3%	90.0%	公共下水道事業 合併処理浄化槽設置整備事業

施策 5－8 道路の整備

【現状と課題】

道路は日常生活に必要な不可欠な生活関連施設であるとともに、経済活動を支える基本的な社会基盤であるため、利用者が安心して利用できるネットワークを形成していくことが必要です。矢掛町の幹線道路は、国道 486 号を中心に、他に主要地方道 4 路線、一般県道 4 路線により構成されており、倉敷市をはじめ近隣市町及び山陽自動車道へのアクセスもスムーズに行え、広域的な連絡が容易となっています。これらの国道・県道を軸として、さらに町道が町内を縦横に結んでおり、交通の円滑化、地域の活性化を生み、町民の生活基盤を支えています。

しかし、近年は自動車交通量の増加、中でも大型車両の通行が増大しており、交通を円滑にするための道路整備と歩行者の安全確保が大きな課題となっています。また、地区内の道路は、通勤・通学・買物等、町民の生活道路として主に利用されており、利便性の向上に向け、新設・改良及び道路の舗装補修などの維持管理の推進が求められています。さらには、景観や町並みに配慮した道づくりを進めるとともに、道路の美化対策をより一層推進し、道路環境の質的向上と魅力ある町並みの整備に努める必要があります。

清掃等活動実施団体に対し補助金を支出する「まちピカ応援事業」を実施し、地域住民等との協働によるまちづくりを推進しています。

【施策の方向】

地域の連携強化を図る幹線道路を計画的に整備するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、安心で安全なまちづくりに向けた生活道路を整備します。

1 道路・橋梁の整備

(1) 幹線道路の整備

町内 1・2 級幹線道路の拡幅・整備を行い、地域間の連携強化を図る道路や、広域的な連絡を図る道路網の整備を進めます。

(2) 生活道路の整備

生活道路を整備し、居住環境の向上、緊急車両及び災害活動の迅速性の確保、日常生活における利便性向上と安全確保を図ります。

また、矢掛町地域防災計画において広域避難地に指定されている矢掛町総合運動公園と矢掛町中心市街地とを結ぶ町道運動公園線の整備、矢掛町総合運動公園と県道市場青木線とを結ぶ町道土井行部線の整備を行い、災害時のアクセス道路を確保します。

(3) 橋梁

橋梁点検計画に基づき、近接目視による橋梁点検を行い、効率的な補修工事や修繕を計画的に実施し、橋梁の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を図ります。

2 安全で快適な道路環境の整備

人と車の安全な通行を確保するため、交差点の改良や狭あいな道路の拡幅等，安全な道づくりを進めるとともに，バリアフリーの考えを取り入れた高齢者や障害者などにも配慮した道づくりを進めます。

【具体的な取り組み】

- ◆町道運動公園線の整備
- ◆町道土井行部線の整備
- ◆狭あい道路の整備
- ◆橋梁補修の推進

【目標指標】

目標指標	R 1 実績値	R 7 目標値	関連事業名
狭あい道路整備路線数	38 路線	60 路線	
橋梁補修件数（累計）	15 件	20 件	

施策 5－9 河川の整備

【現状と課題】

矢掛町には、小田川をはじめ1級河川が16河川、砂防指定地が25箇所、その他多数の普通河川があります。これらの河川は、自然豊かな河川環境を有し、様々な生物が生息する緑地や水辺も残され、流域住民等に慕われるとともに、各種用水に利用されるなど暮らしと経済を支える川です。

しかし、過去幾度となく洪水氾濫や渇水被害に見舞われ、川沿いの住民の貴重な生命や財産を脅かしてきた川でもあります。特に中小河川においては、漏水や護岸の老朽化、土砂堆積による河床の上昇等が進んでいるため、河川改修、浚渫、護岸工事等の整備に努める必要があります。このうち、矢掛町の主要河川である小田川については、河川改修や、河川内の雑木の除去、竹林の除根が計画的に行われていますが、残る未整備区間の早急な改修も求められています。また、休憩ポイントとなる河川公園の未整備や水辺に安全に近づけないことなどによる子供や子供連れでの利用は少ない状況となっています。

これからの河川整備においては、洪水や渇水による被害が起こらないよう、人と川が共生し、水資源を人々の知恵と連携によって利用し、清らかな水や魅力ある景観等豊かな自然環境を保全し、流域の歴史文化が後世に伝えられるよう水系一貫のもと、流域住民が一体となり、活力ある水辺空間づくりに取り組む必要があります。

県の委託を受け、小田川河川敷で雑木伐木を行う「ふるさとの川リフレッシュ事業」を実施しています。

【施策の方向】

1 河川の改修

小田川の河川改修については、河川巡視による目視点検を行い、損傷や異常を把握するとともに、定期的な施設の点検を継続的に行うことにより、洪水や渇水の心配がない川づくりを目指します。

洪水時には河川内に大量の流木等の障害物が漂着し、管理上支障をきたしているため、河川内に繁茂した雑木の伐採を実施し、河道の適正な維持管理を目指します。

また、小田川については、町民が気軽に足を運び、水辺の自然を感じることができる空間となるよう、河川管理者と一体となった良質な空間整備を行い、快適で賑わいのあるかわまちづくりを推進します。

2 河川環境の保全

本来、川が持っている豊かな河川環境を重要な機能ととらえ、貴重な動植物はもとより、川の流れに育まれる生態系に配慮した川づくりを目指します。

癒しのある水辺空間の創造や環境保全意識の高揚を図るため、町民グループ等と行政との連携による河川環境美化活動を行う「おかやまアダプト」推進事業を推進します。

緊急浚渫推進事業として、普通河川の浚渫を行います。

【具体的な取り組み】

- ◆リフレッシュ事業による河川の適正管理の推進
- ◆「おかやまアダプト」推進事業の一層の推進
- ◆かわまちづくり計画による小田川嵐山付近河川敷へのオートキャンプ場等の整備

【目標指標】

目標指標	R1 実績値	R7 目標値	関連事業名
リフレッシュ事業の実 施面積	3.4ha	4.0ha	
おかやまアダプト推進 事業参加団体数	101 団体	155 団体	

【現状と課題】

矢掛町における広域的な公共交通手段として大きな役割を担っている鉄道井原線は、町の中央を東西に運行しており、町内には、三谷、矢掛、小田の3駅があります。

地域の足の確保やまちづくりの発展のためには、井原鉄道の維持・活用が重要であり、そのためには、町民にとって身近な鉄道として、マイレール意識の高揚を図り、通勤・通学、産業活動への利用など、沿線住民・各種団体・自治体、井原鉄道等が一体となって、利用促進を推進する必要があります。

バス路線は町民の生活を支える重要な交通手段であることから、バス路線を担う事業者に対し、行政が補助金による支援を行い、バス路線の維持に努めてきました。しかし、人口の減少や生活様式の変化により、バス路線の利用は減少傾向にあります。この傾向が、このまま推移した場合、バス路線事業と行政の負担は増大し、やがて存続が危ぶまれることが予想されます。

そのため、利用者のニーズに応じた公共交通体系とし、利便性を向上させ、利用者を増やしていく取り組みも必要です。

【施策の方向】

1 利便性の確保と利用促進

(1) 公共交通の利用促進

駅は町の玄関口です。通勤・通学利用者や観光客に気持ちよく利用していただくため、各駅の管理人による駅前広場・待合所の管理・清掃、観光客等への案内、無料駐車場・レンタル自転車の貸出等を行います。また、矢掛駅待合所に整備した交流施設（飲食・物販スペース）を活用して賑わい創出を図ります。また、利用者の利便性の向上をさらに図るため、井原鉄道やバス会社など関係機関と協力して、様々な人が利用しやすく、地域と一体となった駅管理を目指します。

そして、通勤・通学者への利用促進、観光情報の発信等、マイレール意識の高揚を図り、地域が一体となった利用促進を推進します。

2 公共交通ネットワークの形成

町民の日常生活に不可欠な鉄道やバスなどの交通手段に加え、町内福祉巡回バスを運行し、公共施設などへの移動の利便性向上に努めます。また、矢掛駅の周辺においては、鉄道とバスやタクシーなどの乗継利便性を高めるため、関係機関と連携してさらなる機能充実に努めます。

【具体的な取り組み】

◆公共交通の利用促進啓発

【目標指標】

目標指標	R 1 実績値	R 7 目標値	関連事業名
井原鉄道利用者数	1, 106, 413 人	1, 125, 000 人	井原線利用促進事業

基本目標 6 安全で安心を実感できるまちづくり

施策 6-1 循環型社会形成の推進

【現状と課題】

大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルが定着した今日、環境面においては、ごみ処理問題と再資源化が大きな課題となっており、ごみ処理コストの高騰や不法投棄の防止、最終処分場の確保など、廃棄物の処理が、社会問題となっています。

これらの問題を解決するためには、循環型社会の構築が重要であり、4R（リデュース：ごみ削減，リユース：再使用，リサイクル：再利用，リフューズ：ごみ発生抑止）の徹底が課題となっています。

矢掛町では、可燃ごみを井原クリーンセンターで、不燃ごみ・資源ごみは井笠広域資源化センターで処理していますが、施設の老朽化や最終処分場の埋め立て許容量の限界などの問題解決のため、井笠地域3市2町で「ごみ処理広域化計画」を策定し、計画に沿った新たな施設整備計画が進められています。

矢掛町では、ごみ処理コスト削減のため、町民の理解と協力のもと、分別収集を実施しており、中でもペットボトルや缶、紙などの資源ごみや使用済み小型家電は、直接、業者と取引し、ごみ処理コストの削減に向けた努力をしてきました。また、自治会・PTA・子ども会などの団体による廃品回収は、再資源化に大きく貢献してきました。さらに、平成29年度からは有料指定ごみ袋制度を導入し、家庭ででた可燃ゴミの量は前年度比約19パーセントの減量となりましたが、その後の減量化は進んでいない状況です。

ごみ焼却施設及び最終処分場の整備に係る建設コストは、3市2町の人口とごみの排出量に応じて負担を求められるため、さらなるごみの減量化が求められます。

町民が将来にわたってきれいな環境の中で、健康で安全な暮らしを営むためには、循環型社会の形成が必要です。そのためには、循環型社会の土台作りとして、ごみの削減、分別の徹底など、町民の自主減量活動を推進する必要があります。

【施策の方向】

1 ごみ減量化，再資源化の推進

（1）ごみ減量化

ごみ処理は、広域で行っており、その処理費用は構成市町ごとの排出量に応じて負担していますが、町民の負担軽減のためには、ごみの減量化が重要です。そのため、可燃ごみの内、その多くを占める生ごみを減量するため、生ごみ処理機の利用やEMボカシを用いた生ごみの堆肥化など、ごみ減量化の有効性の高い施策を実施するとともに、広く町民に普及啓発を行い、町民一人ひとりの自主的なごみの減量化の取り組みを推進します。

(2) 再資源化

矢掛町では、ペットボトルや缶、紙などの資源ごみの分別収集を実施し、ごみの減量と資源の有効活用のため、使用済み小型家電の回収に取り組んでいます。

今後においても、自治会やPTA、子ども会などの団体が行う廃品回収等自主的再資源化事業など町民主体の地域ぐるみの再資源化を推進します。

2 廃棄物処理体制の推進

矢掛町と井原市で構成する井原地区清掃施設組合のごみ焼却施設である井原クリーンセンターは、施設の老朽化により、平成26年度から2カ年計画で施設の長寿命化工事を実施しましたが、令和6年度には施設の耐用年数を迎えることとなり、井笠地域3市2町で構成する岡山県西部衛生施設組合で新たなごみ焼却施設の建設準備が行われています。また、岡山県西部衛生施設組合の最終処分場についても、現在の施設はすでに埋立許容量に達しており、令和4年度の供用開始に向け、新たな最終処分場の整備工事が行われています。

今後、ごみ処理広域化計画に基づき、井笠地域各市町と協調した、公平で持続可能な廃棄物処理体制を推進します。

【具体的な取り組み】

- ◆ごみ減量化及び再資源化に向けた広報啓発活動の充実
- ◆ごみ減量化及び再資源化推進のための各種支援制度の充実
- ◆焼却場の整備
- ◆最終処分場の整備

【目標指標】

目標指標	R1 実績値	R7 目標値	関連事業名
ごみ減量化（可燃ゴミ）	2,735 t	2,470 t	じん芥処理事業

施策 6－2 消費生活の安全と向上

【現状と課題】

急速な高齢化や情報化によって、消費者を取り巻く社会環境は大きく変化し、消費者問題は複雑・多様化しています。特に高齢者を狙った振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が増加しており、専門相談員による適切な助言が受けられる相談窓口の役割が重要となっています。

行政としては、町民がトラブルに巻き込まれないよう、消費生活に関する正しい知識や情報の普及啓発を一層行っていく必要がありますが、被害防止については、行政だけの対応では限界があり、地域で見守りができる体制づくりが求められます。

消費生活の安全の確保と向上は、町民にとって重要な課題であり、今後さらに~~に~~取り組みを強化する必要があります。消費者問題への関心が高まる中、町民一人ひとりが自らの消費行動や生活様式を見直すことが求められています。また、持続可能な開発目標（SDG s）や倫理的消費（エシカル消費）の取り組みを支援していく必要があります。

【施策の方向】

1 消費者被害の防止

高齢化、情報化によって消費者を取り巻く環境が変化する中、消費者、特に高齢者のトラブルを未然に防ぐため、相談員による出前講座等による、注意喚起・啓発活動を行います。

また、令和元年10月に開始した「特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業」により、特殊詐欺被害防止機能のある電話機等の普及を行うことで、高齢者の特殊詐欺被害の防止をすすめます。

2 学校・地域と連携した消費者教育の充実推進

学校・地域と連携して、ライフステージに応じた消費者教育の推進に取り組みます。

3 消費生活相談体制・地域の見守り体制の充実・強化

複雑多様化する消費者問題に対処できるよう、消費生活相談員の資質の向上を図り、岡山県消費生活センターとも連携し、相談体制の充実を図ります。

また、地域での見守り体制を強化するために、警察署等、関係団体との連携に努め、ネットワークの構築に取り組みます。

4 環境にやさしい消費者運動の推進

循環型社会の構築を目指した省エネ、省資源やリサイクル活動に自主的に取り組む各種団体を支援し、環境にやさしい消費者運動を推進します。

持続可能な開発目標（SDG s）や倫理的消費（エシカル消費）の取り組みを推進します。

岡山県消費生活問題研究協議会矢掛支部の「ごみ減量化に関する研修」の取り組みを継続します。

【具体的な取り組み】

- ◆岡山県消費生活問題研究協議会矢掛支部と連携した啓発活動の推進
- ◆「特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業」による被害防止対策の推進
- ◆各学校・各種団体と連携した消費者教育の推進
- ◆消費生活問題研究協議会等のごみ減量化，資源リサイクル活動の支援

【目標指標】

目標指標	R 1 実績値	R 7 目標値	関連事業名
特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業の利用件数	16 件	105 件	特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業

【用語解説】

★エシカル消費

環境や社会問題のためになる商品を選択し，購入すること。倫理的消費ともいう。

施策 6－3 交通安全対策の充実

【現状と課題】

交通事故発生件数をみると、岡山県の人身事故、物損事故の発生件数は減少する傾向にあります。人身事故のうち、高齢者の死亡事故件数は半数近くあり、高齢者の安全を守るために、高齢者中心に交通事故対策を強化しなければならない状況にあります。

矢掛町における令和元年末の免許取得者は9,733人と5年前に比べて減少しています。

しかし、65歳以上の高齢者の免許取得者は3,371人で全所有者の約3割を超え、非常に高いことが特徴となっています。町内での、主な交通手段が自家用車であることに加え、高齢化による運動機能低下が引き金となり、運転操作不適や安全不確認、漫然運転による交通事故が発生しています。今後の交通事故防止対策として、出前講座や講習会を継続して実施することに加え、警察署や各種団体と協力し啓発活動を推進することが重要となります。高齢者に対しては、運転免許の返納と並行して、安全運転サポート車等の普及促進が課題となります。

交通事故は、被害者のみならず加害者にとっても家庭を不安に陥れることになるため、事故を減少させ、安全で幸せな町民の生活を確保することが重要で、各人が交通ルールへの遵守意識を持ち、家庭・学校・職場・地域・行政等が一体となって交通安全啓発運動を推進する必要があります。

【施策の方向】

1 交通安全意識の高揚

正しい交通ルールとマナーを身につけ、交通事故から身を守るため、家庭、学校、職場、地域においては、ももたろうクラブ、老人クラブなどの交通安全推進団体と連携して交通安全講習会を開催し、高齢者においては、いきいきサロン、出前講座等で年齢層に応じた交通安全教育の徹底を図ります。さらに、交通指導員による街頭指導や啓発資材を活用した交通マナー向上の活動を行うなど、町民総ぐるみで交通安全運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めます。

2 交通安全施設の整備

危険箇所の改善のため、カーブミラーの設置等を行い、交通事故防止対策に努めます。

3 交通安全対策の啓発

高齢者が関係する交通事故が多いため、警察署へ運転免許証を自主的に返納した場合の支援制度である「おかやま愛カード」の啓発並びに衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い急発進等抑制装置が搭載された安全運転サポート車の購入等を促進します。

【具体的な取り組み】

- ◆交通安全教育の徹底
- ◆基本的な交通ルール of 周知徹底
- ◆交通安全の重要性の理解と意識改革の推進
- ◆関係機関との連携による危険個所の点検と改善の推進
- ◆高齢者運転免許証自主返納への啓発

【目標指標】

目標指標	R 1 実績値	R 7 目標値	関連事業名
年間交通事故件数	291 件	275 件	交通安全対策事業

施策 6－4 消防・防災体制の充実

【現状と課題】

矢掛町の消防体制は、広域行政で組織している井原地区消防組合（矢掛出張所）による常備消防と、矢掛町消防団による非常備消防です。矢掛出張所は、消防ポンプ自動車、高規格救急車等を配備し、消防活動及び救急活動に従事しています。

消防団は、本部及び7分団（19部）、団員定数540人の体制により、行方不明者の搜索活動へも出動するなど、地域の消防・防災の中核的組織となっています。その一方で、少子高齢化に伴い、団員数の減少と団員の高齢化の問題を抱えており、団員確保と活性化が重要な課題となっています。

災害被害を最小限に食い止めるためには、一人ひとりが普段からの災害に対するリスクや避難行動を確認することや、初期段階での町内会や自治会、自主防災組織、防災士が協力・連携することが必要です。自主防災組織の育成と訓練により町民の防災知識と防災意識の高揚を図り、地域での消防力の強化に努めるとともに、地域防災計画・国民保護計画・国土強靱化地域計画に基づき、町民、防災関連機関、行政機関が一体となった消防・防災体制の確立を図る必要があります。

【施策の方向】

火災や気象の変動に起因する風水害、地震等から町民の生命・身体・財産、日常生活の安全確保を図るため、また事前防災・減災を計画的に実施するため、町民、防災関係機関、行政機関が一体となった消防・防災体制の整備と消防力を充実させ、国・県の見直し状況に応じたハザードマップの更新を行い、町民の防災意識の高揚を促進します。

1 消防・防災体制の充実強化

多様化、大規模化する災害に対処し、町民の生活の安全性を高めるため、また、平成30年7月豪雨災害の教訓から、公共施設の整備においても防災面を考慮し、消防・防災に関する組織、人員、施設、装備等の充実を図ります。また高齢者や障害者など災害時要援護者の安全確保の点から、地域一体型の防災体制の構築と総合的な防災力の強化を図ることを目的として、防災訓練を実施するなどして、平常時からの体制強化や防災情報等の配信システム、戸別受信機などの有効活用及び拡充により、災害に強いまちづくりを推進します。

2 消防力の充実強化

（1）常備消防力の強化

火災発生時において、人命救助と損害を最小限に食い止めるには、初期活動にかかっているため、早期出動に向けた体制づくりを消防組合本部へ要請します。また、消防施設及び設備の維持更新を行います。

火災は、不注意により発生する 경우가ほとんどであることから、予防活動面において消防団と協力し、地域や企業など自主消防組織との連携活動を要請します。

(2) 非常備消防力の強化

地域の消防・防災活動の中核として重要な役割を果たす消防団については、組織・装備の充実を進めるとともに、出火時の適切な対処技術の習得と自主防災組織や地域の諸団体との交流活動、住民への広報活動を積極的に実施します。特に、団員が減少傾向にあるなかで、消防活動への理解と認識を求め、青年層への積極的な加入促進に努めます。また、女性の活力を消防力へ活かすべく、女性消防団員の加入促進に努めます。

3 防災意識の高揚

「自分たちの安全は自分たちで守る」という地域連携の精神に基づく、町民の平素からの予防意識の徹底が最も大切であり、今後も、時期をとらえての災害防止連絡会議や、学校をはじめとする教育の現場、消防団の地域活動等あらゆる機会を通じ、防災に関する知識の普及に努めます。また町民の自主的かつ積極的な防災ボランティア活動を推進するため、町内会、自治会等を活用した自主防災組織や防災士の育成強化を図ります。

【具体的な取り組み】

- ◆消防団員募集活動
- ◆消防設備更新
- ◆自主防災組織の活動支援
- ◆国土強靱化地域計画の更新
- ◆ハザードマップの更新

【目標指標】

目標指標	R1 実績値	R7 目標値	関連事業名
消防団員の確保	516 人	540 人	防災関連事業
消防機庫の建替 (5 ヶ年累計)	2 件	2 件	防災設備整備事業
消防自動車の更新 (5 ヶ年累計)	3 件	9 件	防災設備整備事業
自主防災組織カバー 率	47.9%	90.0%	防災関連事業

施策 6－5 防犯対策の推進

【現状と課題】

近年では、全国で高齢者を狙った特殊詐欺や児童犯罪などが発生しています。このような状況の中、犯罪や青少年非行の防止のため、警察や矢掛町防犯協議会各分会と連携し、自主防犯団体、青少年健全育成団体の協力により防犯活動が展開されています。町民が、多様化する犯罪の被害者にならないため、関係機関が一体となって自主防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪に遭わないよう安全管理に対する自主的な防犯体制の強化が求められています。

【施策の方向】

1 防犯意識の高揚

犯罪のない安全・安心なまちづくりをすすめるためには、矢掛町防犯協議会、警察や地域企業、関係機関及び各種団体等と連携をとりながら、地域防犯ボランティアの支援や青色防犯パトロールの講習会及び出前講座などにより啓発活動を行います。また、広報紙・矢掛放送・有線放送・チラシ・矢掛町情報配信メール等で身近な犯罪情報の提供を行うことで、町民一人ひとりの自主防犯意識の向上に努めます。

今後は、幼児・児童に対しての防犯教室を行い、防犯意識を高めます。

2 自主防犯団体の育成

地域の安全は地域の町民の力で守ることが必要であり、町内7地区の防犯協議会の活動を支援するとともに、青色回転灯搭載車両による青色防犯パトロール隊の活動を支援します。

【具体的な取り組み】

- ◆防犯意識を高めるための広報啓発活動の充実
- ◆防犯カメラ等犯罪の起きにくい環境整備の推進
- ◆地域防犯ボランティア等への出前講座の実施
- ◆幼児・児童における防犯教室の実施

【目標指数】

目標指標	R1 実績値	R7 目標値	関連事業名
幼児・児童における防犯教室の実施回数	3 回	11 回	

■重点目標5 新たな雇用の創出と歴史的・文化的資源等を活用した観光振興による賑わいの創出

基本目標7 産業の振興で賑わうまちづくり

施策7-1 農林業の振興

【現状と課題】

矢掛町はその面積の大部分が農地や山林であり、農林業が地域の重要な生活基盤となっています。これまで町内では主に水稻、果樹、野菜等が作付され農業経営が支えられてきました。一方で、農業者の高齢化・担い手不足は依然として、深刻な状況にあり、町内の農林業や農地をいかに次の世代に引き継いでいくかが、重要な課題となっています。

また、中山間部にある農業用ため池については、受益者の高齢化により維持管理が困難となり、放棄されるため池が今後増加していくと考えられます。

矢掛町における農家数は、減少傾向にあり、その経営形態も多くが家族を単位とした小規模経営となっています。また、中山間地域の農地では、棚田が多く不整形で大型機械による作業が困難であること、野生鳥獣による被害が増大していること等により耕作放棄地が増大し、その解消が喫緊の課題となっています。このため、現在までは場整備、農道、用排水路などの生産基盤のきめ細やかな整備を行い、より効率的な営農活動を可能とする環境整備を行うとともに、担い手の育成や消費者のニーズに合った作物の生産や農産物の付加価値の向上を推進し、農業経営の向上と安定化に取り組んできました。しかし、農業をめぐる課題が解消されたとは言えません。これらの課題解決のため、農業基盤整備や農地の有効利用、集落営農の組織化による生産コストの低減、地域特性に合った付加価値の高い農産物の掘起しが必要となっており、また、既に整備された生産基盤や組織については、多面的機能支払交付金事業を利用するなどして、今後、関係者が協力してその維持・保全に努める必要があります。

また、矢掛町の農業、商工業、観光の推進のために、平成21年度に矢掛町ブランド認定制度を創設するとともに、町内外へ広くPRするためにロゴマークを作成しました。同ブランドは、矢掛町ブランド認定委員会の審査を経て矢掛町が認定し、令和元年度までに54品目を認定しています。地域ブランドは現在、全国に存在していることから、矢掛町ブランド制度の信頼を確立するため、認定事業者や関係機関との連携を図りながら、ポスター・パンフレット・のぼりばた等でのPRに加え、矢掛町ブランドフェア等のイベントの開催を行っています。平成27年12月には、同ブランド認定事業者による「矢掛町ブランド販売戦略協議会」が設立されました。今後も、矢掛町ブランドの認知度向上、並びに同ブランドを通じた観光促進や地域の活性化等に向けた取り組みについて、関係機関と連携して事業を継続します。

森林は、林産物の生産のほかに、国土や自然環境の保全、水資源のかん養、多様な生物の生息の場など、様々な公益的機能を持っており、豊かな国民生活を実現するために、重要な

役割を果たしています。

矢掛町の林野面積は、5,810haで町土の約64%を占め、そのほとんどは天然赤松林と広葉樹です。しかし、国内産木材価格の低迷、就業者の減少と高齢化などから、森林の荒廃化が進んでいます。また、依然として松くい虫の被害が発生しており、森林の機能低下、環境悪化など、林業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

【施策の方向】

1 農林業の生産基盤の整備

(1) 農業用施設の整備

効率的な農業経営や生活環境の向上等のため、各土地改良関係団体の要望を取りまとめ、機能強化を目的とした農道、用排水路の整備を計画的、効率的に進めます。また、放棄ため池対策については、町民の安心・安全のため、地元関係者と連携を図り、施設の安全化に努めます。

また、中山間地域農業農村総合整備事業により農地や農業水利施設等の生産基盤を整備し、大型機械による作業効率の向上や生産性の向上を図ります。

さらに、耕作放棄地の解消のために、中山間地域の農地の管理道等の整備を進めます。

(2) 優良農地の確保・保全

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定による農地の流動化を促進し、農地の有効利用を図るとともに、営農組合、認定農業者を中心として農地の利用集積に努めます。また、岡山県農地中間管理機構と連携し、機構を通じた農地の集約・集積を推進します。

(3) 森林保全、水源かん養

今後においては、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策等、森林の有する機能を発揮するための適正な森林整備が必要です。また、平成31年4月1日に施行された森林経営管理法に基づき、荒廃した個人が所有する人工林について、必要に応じて森林整備を行います。

2 魅力ある地域農業づくり

(1) 意欲ある担い手の確保・育成

地域の農業後継者・担い手として、認定農業者の確保、育成に努めます。

関係機関（農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合等）との連携を図りながら、認定農業者の掘り起こし、育成支援を行います。また、認定農業者協議会を中心とした研修や制度融資等を通して、認定農業者の規模拡大及び経営の安定に向けた支援を行います。

(2) 集落営農組織の育成・支援

今後は集落の人口減少や農業者の高齢化、担い手の不足等により個々の農業者で農地を管理していくことが難しく、荒廃農地の加速化が懸念されます。

このため、町では担い手の確保と将来に渡って農地の確保・利用される体制整備として、「集落営農組織」の組織化及び法人化を図ることにより、継続した経営が行われるよう、関係機関（農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合等）と連携を取りながら集落の後継者育成と組織力強化に向けた支援を実施します。

（３）新規就農者の確保・育成

地域の農業の新たな担い手として、新規就農者の確保を目指します。
関係機関（農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合等）と連携をとりながら、都会からの新規就農者及びＵターンでの新規就農者及び定年帰農者等を募集し確保していくとともに、新規就農者への就農後に安定して営農を行っていただけるよう継続的に指導、支援をしていきます。

（４）鳥獣害防止対策の推進

町内において鳥獣による農林業等の被害を防止・軽減させるため、鳥獣被害対策実施隊と連携し、捕獲と防護柵等による被害防止対策の普及推進、周辺市との一斉捕獲体制の検討、捕獲に従事する狩猟後継者の育成対策、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備を目指します。

（５）人・農地プラン実質化の推進

各地区においてアンケートを実施し、地域で話し合いを行い、各地区の将来方針を策定することで地域における担い手の把握、担い手への農地集積を推進していきます。また、アンケート結果を地図化し、活用することで地域の話し合いの円滑化を図ります。

３ 総合的な農産物の生産振興

安全安心で高品質な農作物を求める消費者ニーズに対応するため、矢掛町の風土に適した魅力ある農作物の振興を図ります。このため、穀物・飼料作物については、安全安心かつ低コスト農産物の生産を推進します。また、アスパラガス等の野菜、小菊等の花き、飼料作物の作付けを推進し、農業経営の安定を図ります。また、キャベツ・玉ねぎ等の加工・業務用の野菜の生産拡大を望む声が大きくなっており、水田地帯等で収益性の高い野菜への転換を推進するとともに、地域に適応可能な新たな農産品目の発掘を行い、農業経営の選択肢を増やします。

４ 水車の里事業の推進

農業体験施設「水車の里フルーツトピア」は、平成２５年度より指定管理者制度を導入し、農業と自然に触れ・学び、農業振興と地域づくりに資する体験型施設として、町内外に広くアピールしています。

今後、利用者の増加、並びに来訪者のリピート率向上を目指し、特産品のＰＲや地域活性

化における重要施設のひとつとして位置づけ、農業と自然を活かした観光・交流の拠点としての事業を推進します。

5 地域資源を活用した特産品の矢掛町ブランド化、6次産業化の推進

矢掛町の特徴のひとつである農産物等特産品の町内外へのPR，並びに情報発信を図るため、矢掛町ブランド制度の普及・啓発を推進します。また、同ブランド認定による特産品の販路拡大，及び高付加価値化に寄与することを目的として一層の情報発信等に努めます。

上記普及・啓発等に加え、地域資源を活用した6次産業化の推進によるブランド化・地域活性化を図るとともに、多角化展開の仕組みづくり等の支援を図るため、関係機関等が開催する研修や各種支援制度等の積極的な情報提供を行います。

また、矢掛の名物料理を確立し誘客による賑わい創出に寄与する取り組みとして、小田郡旅館料理飲食喫茶綜合組合に調理試作の委託を行い、「矢掛の懐かしいふるさとの味復活事業」を実施しています。今後、イベントの開催等も視野に入れ、「矢掛の懐かしいふるさとの味」を通じた地域活性化の支援を行います。

6 山村振興地域の活性化

矢掛町で唯一山村振興地域に指定されている美川地区において、「みかわてらす」を中心とした農業振興，地域活性化を推進するため、山村活性化支援交付金を活用し開発した「陽気なピクルス&ディップソース」と「えんがわ食堂」について、積極的に情報提供を行うなど地域振興が図られるよう、支援に努めます。

「おかやま元気！集落」の「山ノ上」「下高末」「羽無」「江良」4集落の集落機能の維持・強化を通じた地域活動の活性化が図られるように岡山県と連携して支援します。

【具体的な取り組み】

- ◆担い手の確保
- ◆中山間地域農業農村総合整備事業の実施
- ◆矢掛町ブランド認定事業の推進
- ◆多面的機能支払交付金事業の加入組織の増加
- ◆実施隊駆除班及び実施隊自治会班による有害鳥獣捕獲の強化

【目標指標】

目標指標	R 1 実績値	R 7 目標値	関連事業名
新規就農者数の増	1 人／年	1 人／年	農業次世代人材投資資金
認定農業者数	43 人	60 人	
矢掛町ブランド認定数 (累計)	54 件	60 件	矢掛町ブランド認定事業
6 次産業化支援件数 (5 ヶ年累計)	0 件	3 件	6 次産業化推進事業
集落営農組織数	5	6	
中山間地域の 農地集積の整備	501.9ha	552.6ha	中山間地域農業農村総合整備事業

施策 7－2 商業の振興

【現状と課題】

人口減少や消費者のライフスタイルの変化は商業活動に大きな影響を与えております。さらに、インターネットショッピングやテレビショッピングなどの無店舗販売システムや大型ショッピングセンターなどの商業施設の複合化、コンビニエンスストアや24時間営業店などのオンデマンド化など商業施設の形態の変化と小売り競争は激化しています。

商店街は、後継者不足、消費者の大型店志向による顧客離れ、人口減少による消費者の減少などにより縮小傾向にあり、商店街の活性化と空き店舗等の利活用が課題となっていました。そこで、平成27年度に空き家活用新規創業支援事業補助金制度を創設し、町内の空き家の利用と新規創業の促進に努めました。その結果、当該補助金を活用して、15件が新規に創業するなど、新たな賑わいが生まれています。

【施策の方向】

1 商店街の再生・活性化

矢掛商店街は本陣・脇本陣等の歴史的な町並みを有しており、矢掛町の観光地の中心となっております。また、宿泊施設などの新たな商業施設が創出されています。商店街の衰退は観光の衰退につながるため、商工会や関係機関と連携し、空き店舗への対策を講じるとともに、町民が販売に参加する青空市や商店街を道の駅として一体的に整備し、駐車場等の集客施設整備を行うなど、顧客の利便性や商店街の魅力を高め、商店街の活性化を図っていきます。

2 商業経営の安定

商業者の経営の安定を図るため、小口資金保証融資制度による資金面での支援を行います。さらに岡山市よろず支援拠点及び商工会と連携し、起業・創業、事業承継、売上拡大、販路拡大、事業計画、経営改善など、経営上のあらゆる諸問題について、専門家に直接相談できる場を提供し、伴走的な育成支援をしていきます。

3 商業環境の変化への対応

人口減少や買い物の方法の変化により、町内の商業振興は大きく左右されます。町内の商業基盤を活かしながら、大型商業施設の創業なども見守り、町全体の商業の振興を図っていきます。消費者の高齢化などにより、宅配などの新たなサービスが必要となっており、小売店独自の新たなサービス形態を模索し、大型店舗と共生できるように、商工会と協力して、情報提供を行い、地域の商業活性化を目指します。

流通のみの商業ではなく、サービス業としての複合的な商業を行うために、新規創業の支援や情報提供に努めます。

4 関係機関との連携

商業振興は、行政と商工会等の関係機関が互いに連携して、商業者の経営支援を行います。

5 地域雇用の安定確保

近年、定年期を迎えた世代については継続雇用・シニア雇用等による雇用の一定確保が見られる一方、高齢者、障がい者や外国人等の雇用については依然厳しい状況にあります。また、矢掛町外に就職する新卒者が増加するなど労働力が流出している傾向にもあることから、地元企業等の就職関連情報の周知が必要です。また、地元就職の場の確保、並びに就職率の向上を図るため、求人者と求職者のマッチング等による地域雇用の確保に努めることが重要です。これらのことから、ハローワーク笠岡と連携した求人者と求職者のマッチング支援を継続して実施します。

【具体的な取り組み】

◆ハローワーク笠岡出張相談事業

【目標指標】

目標指標	R1 実績値	R7 目標値	関連事業名
ハローワーク笠岡出張 相談利用件数（年間）	69 件	80 件	ハローワーク笠岡出張相談事業

施策 7－3 工業の振興

【現状と課題】

矢掛町の製造業について、平成 29 年工業統計調査によると、事業所数は 54 事業所、従業者数は 1,824 人、製造出荷額等は 391 億 8,000 万円で、1 事業所当たりの平均製造品出荷額等は 7 億 2,555 万円でした。平成 30 年工業統計調査によると、事業所数は 52 事業所、従業者数は 2,119 人、製造出荷額等は 451 億 7,922 万円で、1 事業所当たりの平均製造品出荷額等は 8 億 6,883 万円でした。事業所数、及び従業者数に大きな変化はないものの、製造品出荷額等は約 60 億円（1 事業所当たり約 1 億円）の増加となっています。

近年の経済動向や産業構造の変化等により、製造出荷額は増加しているものの、事業所数は減少しており、国はもとより各地方自治体の状況に沿った適切な支援策が今後の課題であると考えられます。

加えて、景気低迷による雇用環境の悪化が社会問題化している背景から、矢掛町においても企業等と労働者を結び、安定した雇用の確保を図る必要があります。

経済的・社会的にも安定した町づくりの実現には、農業・商業・工業のバランスのとれた産業構造が理想であり、今後も製造業・流通業をはじめとした企業誘致活動を推進していく必要があります。

また、廃業等による空き店舗が増加している現状についても考慮したうえで、空き家等へのオフィス誘致を推進するとともに、個人による起業・創業の促進を図る観点から、新規企業等の起業・創業の支援について、時代の変化に合わせて適切な時期に検討を行う必要があります。

【施策の方向】

1 企業誘致の推進

矢掛町では、地域経済の発展と安定した雇用先の確保を行うため、これまで 29 件の製造・物流業の企業誘致を実施しています。今後も、町内の土地利用を考慮した環境整備及び支援策を構築します。また、地域にとって有益であると認められる企業を選定し、公害等の諸問題についても配慮します。

加えて、農作物の生産を工場化する農業工場の誘致、又は第三セクターによる実施を検討し、農業研究施設としての役割も果たすことのできる新たな産業形態の構築を目指します。

2 企業の育成、サテライトオフィス誘致

町内企業の育成のため、商工会等の関係機関と連携し、的確な情報の収集と提供を図るとともに、企業間の交流を推進し矢掛町企業同友会などの活動を支援します。

サテライトオフィス誘致事業では、平成 27 年度から 3 件の空き家を活用したサテライトオフィスを誘致しています。今後も、矢掛町の豊かな自然環境と空き家の有効活用を図ったサテライトオフィスの設置について積極的な働きかけを行います。

3 町内の雇用の確保

労働力は企業活動を支える基礎であり、労働力の低下は企業活動に支障をきたします。こうした企業等の雇用に対する要望を満たすと同時に、町内雇用の促進と町民の安定した生活を守るため、ハローワーク笠岡と連携を図りながら、求人情報の提供、雇用相談機会の充実等に努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆サテライトオフィス誘致事業
- ◆本社機能移転促進事業
- ◆農業工場誘致事業

【目標指標】

目標指標	R 1 実績値	R 7 目標値	関連事業名
サテライトオフィス 誘致件数（累計）	3 件	10 件	農山村サテライトオフィス等誘致 事業

施策 7-4 観光の振興

【現状と課題】

矢掛町における観光資源は、本陣（国重文）・脇本陣（国重文）・矢掛の商店街の歴史的な町並みを中心とした近世のもの、猿掛城址・洞松寺などに代表される中世のもの、吉備真備公園・下道氏の墓域（国重文）・古代のもの、また、古墳群や貝塚などの遺跡も多く、まさに歴史的な資源が中心となっています。また、水車の里フルーツトピアや桜の名所嵐山公園などの自然的な資源も豊富です。

さらに、矢掛商店街を中心に平成25年度には観光拠点となる「やかげ町家交流館」、平成26年度には宿泊施設「矢掛屋」が営業を開始し、賑わいを創出しています。

平成30年6月には、本町の古民家再生を核とした賑わい創出によるまちづくりの取り組みが評価され、イタリア・アルベルゴ・ディフーズ協会から国内初の「アルベルゴ・ディフーズ（分散型ホテル）」の認定を受け、国内外から大きく注目されています。

しかし、一方では増加する観光客等の受入環境はまだ不十分であり、その整備を進めるとともに、店舗等の観光客の受け入れ意識やおもてなし体制などのソフト面も充実していく必要があります。

【施策の方向】

1 安心で快適に楽しめる観光地づくり

自然や史跡など町内の豊富な観光資源を活用しながら、矢掛町の新たな観光資源の再発見や既存の観光資源の再構築を行い、観光客にとって魅力的な観光地を目指します。また、観光客の顧客満足度の向上と利便性を向上させるために、観光駐車場等の受入環境整備や宿場町「やかげ宿」の魅力向上を図る景観整備、来訪者の誘導・回遊性を促す環境づくりを推進します。

2 観光機能の強化

（1）民間活力による推進体制の確立

本町における多様な観光資源の魅力を最大限に活かし、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、「観光地経営」の視点に立ち、観光地域づくりを実現するための戦略策定及びその着実な実施を行う機能を担う法人として、平成31年4月1日に「一般財団法人矢掛町観光交流推進機構（通称：やかげDMO）」が発足しました。

「まるごと道の駅」、「無電柱化」、「重要伝統的建造物群保存地区選定」等の大型プロジェクトを活用し、このやかげDMOが中心となり、関係者と協働しながら、民間活力により継続的に観光地域づくりによる活性化を推進していくための体制を確立します。

（2）アルベルゴ・ディフーズ手法によるまちづくりの推進

これまでの本町の取り組みが評価され平成30年6月に、地域ぐるみで観光客をもてなす取り組みを行っているイタリアに拠点を置くアルベルゴ・ディフーズ協会から、国内初の「アルベルゴ・ディフーズ」に認定されました。この手法を活用したまちづくりを推進すること

により、幅広い顧客層の獲得による地域経済の活性化や、交流人口の増加による移住者の確保等を図るとともに、国内外向けの情報発信強化等の取り組みを推進していきます。

（３）観光施設の連携強化

「道の駅山陽道やかげ宿」をはじめ、本陣、脇本陣、矢掛ビジターセンター問屋、やかげ町家交流館、やかげ郷土美術館、井原鉄道矢掛駅等、様々な観光拠点の連携を強化し、矢掛を訪れる観光客の満足度や周遊性の向上を図る取り組みを推進していきます。

３ 観光振興の総合的な指針の策定

（１）観光振興計画の策定

観光事業を取り巻く社会情勢や環境の変化を的確にとらえながら、本町の観光振興の将来像や目標、指標、施策等を設定し、町・やかげDMO・観光関連団体・事業者・町民等が互いに協働して取り組むため、観光振興の総合的な指針となる「観光振興計画」を策定する。

【具体的な取り組み】

◆やかげDMO運営支援

◆アルベルゴ・ディフーズ関連事業

【目標指標】

目標指標	R 1 実績値	R 7 目標値	関連事業名
年間宿泊客数	6,869 人	10,000 人	
観光入込客数	32.4 万人	40 万人	

基本目標 8 自然と共生する美しいまちづくり

施策 8-1 環境保全対策の推進

【現状と課題】

今日の環境問題をめぐる状況は、ごみ問題をはじめ、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の問題として非常に複雑多様化しています。その中でも、地球温暖化現象は海水面の上昇や異常気象による自然災害、生態系の破壊など私たち人類の生存にも影響を及ぼす大きな問題となっており、これらの原因となっている温室効果ガスの早急な大幅削減が急務となっています。

これらの問題を解決するためには、今日のライフスタイルにおいて、省エネルギー化の促進や、矢掛町の自然環境保護など身の回りからできる環境保全対策の取り組みが必要となっています。

【施策の方向】

1 環境保全意識の高揚

地球温暖化防止対策や自然環境保護においては地球上に住む人々の一人ひとりが環境問題に対してグローバル意識を持ち、身近なところや地域からできる環境保全活動を推進することが重要です。町民の環境保全意識の高揚を図るため、広報紙・矢掛放送等による広報活動をはじめに、地域や職域への積極的な出前講座の実施、小・中学校での環境教育の強化などの啓発活動を推進します。

2 公害防止

町民や事業主への広報活動、公害への苦情相談対応、事業所等への立入検査の実施、関係法令等に基づく行政指導を徹底するなど、公害の発生防止に努めます。

3 水質検査

町内主要河川 26カ所で実施している水質検査を継続実施し、河川の水質を常時監視します。また、水質検査結果を公表し、町民の環境意識の高揚を図ります。

4 環境美化

矢掛町では、美しい自然を背景に発展してきた町土の保全や美しい自然を守る活動に、町民一致して取り組むため、地域を挙げて「環境にやさしいクリーンな町」を目指し、平成4年に「クリーンな町宣言」を制定しました。また、クリーンな町推進協議会を立ち上げ、花いっぱい運動、空き缶の投げ捨てや不法投棄の防止、河川の清掃など、地域ぐるみの自主的な環境美化活動を推進してきました。

今後も、自治会・町内会等による環境美化活動を推進し、町民・企業・行政が一体となって地域の環境美化活動を構築します。

5 不法投棄

不法投棄防止を図るため、広報紙等における周知、啓発看板の設置及び環境パトロールによる監視体制の強化並びに不法投棄に係る県民局、警察署等の関係機関との情報交換体制を確立し、不法投棄防止対策を強化します。

6 地域温暖化の防止

空調設備の温度設定、クールビズ・ウォームビズへの取り組みやノーマイカーデーの推進、不要な照明の消灯など身近なところから二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、地球環境にやさしい LED 照明等の温室効果ガスの排出抑制を図ることを目的に家庭の省エネルギー設備の導入を推進します。

【具体的な取り組み】

- ◆環境教育、啓発活動の推進
- ◆公害発生防止のため広報活動充実
- ◆水質検査による監視体制の強化
- ◆町民、企業、行政が一体となった地域の環境美化活動推進
- ◆環境パトロールによる監視及び不法投棄防止啓発物の設置
- ◆家庭の省エネルギー化の推進

【目標指標】

目標指標	R 1 実績値	R 7 目標値	関連事業名
出前講座・環境教育の実施回数	14 回	30 回	